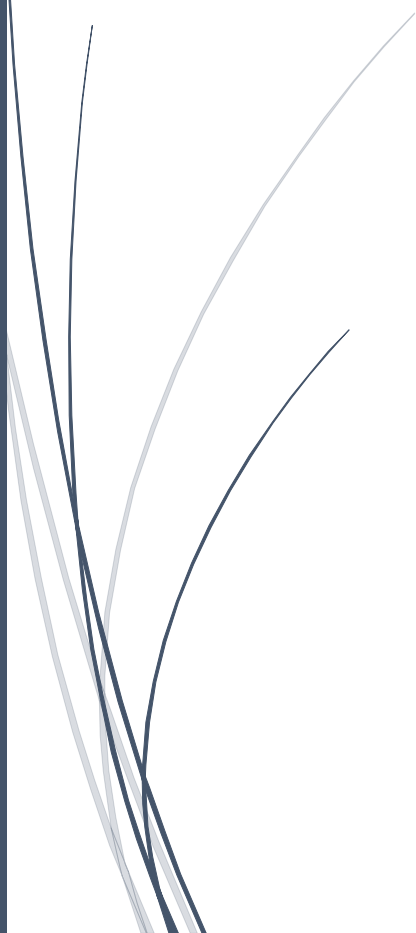


閱 覧 用

長野広域連合
 広 域 計 画 (素案)



目次

| | |
|--|-----------|
| 広域計画改定にあたり | 1 |
| ①長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること | 4 |
| 経緯 | 4 |
| 現状と課題 | 5 |
| 今後の方針及び施策 | 6 |
| ②養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること | 8 |
| 経緯 | 8 |
| 現状と課題 | 10 |
| 今後の方針及び施策 | 16 |
| ③老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること | 18 |
| 経緯 | 18 |
| 現状と課題 | 18 |
| 今後の方針及び施策 | 19 |
| ④介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること | 20 |
| 経緯 | 20 |
| 現状と課題 | 20 |
| 今後の方針及び施策 | 21 |
| ⑤障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること | 23 |
| 経緯 | 23 |
| 現状と課題 | 23 |
| 今後の方針及び施策 | 25 |
| ⑥ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く） | 26 |
| 経緯 | 26 |
| 現状と課題 | 27 |
| 今後の方針及び施策 | 28 |
| ⑦職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること | 30 |
| 経緯 | 30 |
| 現状と課題 | 30 |
| 今後の方針及び施策 | 31 |
| ⑧広域的な課題の調査研究に関すること | 32 |
| 経緯 | 32 |
| 現状と課題 | 32 |
| 今後の方針及び施策 | 34 |
| 長野広域連合広域計画 付属資料 | 35 |

広域計画改定にあたり

1 はじめに

長野地域は、四季折々の豊かな自然環境に恵まれており、善光寺平を中心に政治・経済・文化・教育等の機能が集積し、県の中核的な地域として発展してきました。

長野地域を取り巻く社会情勢は、高度情報化や国際化の進展、人口の減少と少子高齢社会の進行、安心安全な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など大きく変化しています。

これらの課題に対応するため、関係市町村では、人口減少などの課題に向き合い、地域の連携と協働により持続可能なまちづくりを進めています。

長野広域連合は、平成12年4月1日、多様化した広域行政需要に適切に対応し、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図るとともに、地方分権の受け皿として国や県からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、18市町村（当時）により発足し、広域行政の一翼を担ってきました。

今後、長野広域連合は、地方創生の流れを踏まえ、関係市町村の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、長野地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指します。

2 長野地域の概要

長野地域は、長野県の北部に位置する9市町村で構成されており、県全体の11.5%に当たる1,558.00平方キロメートルの面積を有しています。その範囲は、東西約56キロメートル、南北約50キロメートルのほぼ円形に包含される地域です（図表①参照）。

また、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や、千曲川及び犀川などの水量豊富な河川は、山里の自然環境とともに固有の風土を生み出し、それらに育まれた多くの優れた歴史遺産や伝統文化は、当地域の特色ある産業の基盤にもなっています。

なお、長野地域の令和7年の人口規模は約51万人を擁しており、県全体の約26パーセントに当たりますが、総人口は年々減少しています（図表②参照）。将来推計人口でも、長野地域の65歳以上の人口は2040年まで増加する一方で、総人口は減少し、ますます少子・高齢化が進んでいくと推計されています（図表③参照）。

他方で、通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が市町村の区域を越えて広がっており、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中において、長野地域にも、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくことが求められています。

図表① 長野広域連合を組織する関係市町村



長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町

3 長野広域連合の沿革

長野広域連合の前身である「長野広域行政組合」（平成5年名称変更）は、昭和46年に設立された「長野地域広域市町村圏協議会」を母体とし、昭和51年には「長野地域広域行政事務組合」として設置され、一部事務組合の統合を重ねながら、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、平成9年には、関係市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を設置し、広域連合等の調査研究を進めることとしました。

平成11年8月の関係市町村長会議において、研究会から広域連合の設置についての最終報告がなされ、広域連合設置の基本的事項の合意を得ました。

平成12年4月1日、広域行政の充実と地方分権の受け皿づくりのため、「長野広域連合」が発足しました。

平成15年9月の更埴市、上山田町、戸倉町の合併による千曲市の誕生や平成17年1月の大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村の長野市への編入合併、同年10月の牟礼村、三水村の合併による飯綱町

の誕生、更には平成 22 年 1 月の信州新町、中条村の長野市への編入合併により、関係市町村数は、発足当時の 18 市町村から、9 市町村となっています。

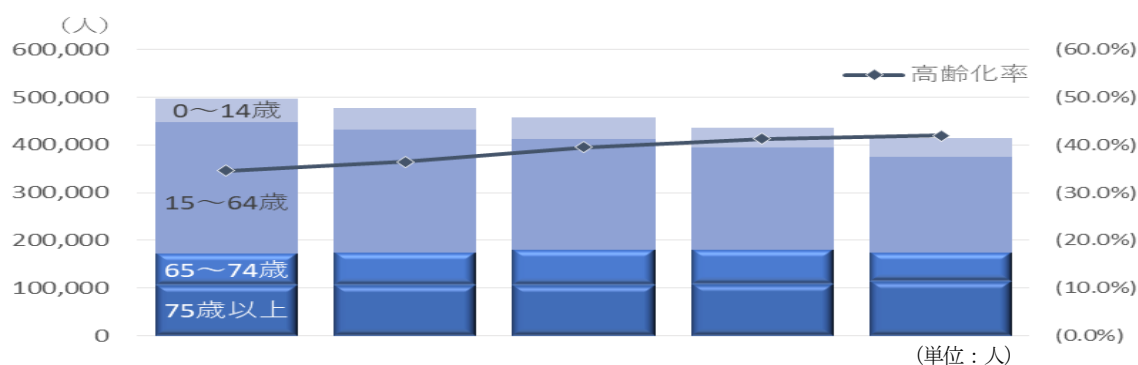
図表② 長野地域関係市町村別面積・人口・世帯数（実績）

| 市町村名 | 面積 (km ²) | 令和 3 年 | | 令和 4 年 | | 令和 5 年 | | 令和 6 年 | | 令和 7 年 | |
|-------|--------------------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) |
| 長野市 | 834.81 | 370,478 | 157,798 | 367,902 | 158,587 | 364,712 | 159,186 | 361,626 | 159,697 | 358,783 | 160,530 |
| 須坂市 | 149.67 | 49,347 | 18,980 | 49,068 | 19,167 | 48,804 | 19,266 | 48,463 | 19,376 | 48,097 | 19,585 |
| 千曲市 | 119.79 | 58,558 | 22,232 | 58,209 | 22,351 | 57,932 | 22,550 | 57,599 | 22,766 | 57,255 | 22,943 |
| 坂城町 | 53.64 | 13,681 | 5,392 | 13,530 | 5,438 | 13,392 | 5,492 | 13,149 | 5,494 | 12,924 | 5,454 |
| 小布施町 | 19.12 | 10,656 | 3,737 | 10,641 | 3,784 | 10,673 | 3,857 | 10,637 | 3,899 | 10,541 | 3,944 |
| 高山村 | 98.56 | 6,481 | 2,319 | 6,395 | 2,357 | 6,293 | 2,344 | 6,169 | 2,335 | 6,111 | 2,328 |
| 信濃町 | 149.30 | 7,600 | 3,071 | 7,484 | 3,079 | 7,345 | 3,058 | 7,232 | 3,104 | 7,034 | 3,058 |
| 小川村 | 58.11 | 2,197 | 972 | 2,163 | 974 | 2,109 | 962 | 2,040 | 937 | 2,013 | 934 |
| 飯綱町 | 75.00 | 10,124 | 3,750 | 9,997 | 3,772 | 9,813 | 3,777 | 9,667 | 3,767 | 9,585 | 3,777 |
| 長野地域計 | 1,558.00 | 529,122 | 218,251 | 525,389 | 219,509 | 521,073 | 220,492 | 516,582 | 221,375 | 512,343 | 222,553 |
| 長野県計 | 13,561.56 | 2,033,357 | 836,821 | 2,020,870 | 844,211 | 2,005,274 | 850,049 | 1,989,104 | 855,881 | 1,972,243 | 861,519 |

注 1) 人口及び世帯数 長野県発表の毎月人口異動調査（各年 10 月 1 日現在）による

注 2) 面積 国土地理院発表の全国都道府県市区町村別面積調（令和 7 年 1 月 1 日現在）による

図表③ 長野広域連合の将来推計人口



| 年 | 2030 年 | 2035 年 | 2040 年 | 2045 年 | 2050 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0～14 歳 | 49,336 | 45,617 | 44,058 | 41,895 | 38,721 |
| 15～64 歳 | 275,643 | 257,253 | 232,432 | 214,119 | 201,682 |
| 65～74 歳 | 65,356 | 68,353 | 74,927 | 73,069 | 61,145 |
| 75 歳以上 | 106,302 | 105,982 | 105,348 | 106,733 | 112,829 |
| 総人口 | 496,637 | 477,205 | 456,765 | 435,816 | 414,377 |
| 高齢化率 | (34.6%) | (36.5%) | (39.5%) | (41.3%) | (42.0%) |

（国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口（令和 5 年推計）

4 広域計画について

長野広域連合「広域計画」は、平成 13 年 3 月に、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合や関係市町村が役割分担を明確にし、計画的に事務処理を行っていくための指針として策定しました。平成 17 年度にはこの広域計画を見直し、以後、5 年ごとに広域計画の見直しを行っています^(*)。

なお、長野広域連合規約第 5 条には、関係市町村が共同して処理する事務事業について広域計画の記載項目^(**)として定められています。

広域計画は、長野広域連合が担う事務事業について、その「経緯」、「現状と課題」を明らかにし、

事務処理の指針として「今後の方針と施策」を示します。

なお、国をはじめ、長野県においても「長野県 SDG s 未来都市計画」を策定し 2030 年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の 17 の目標（持続可能な開発目標：SDG s）の推進に取り組んでおり、関係市町村でも施策と SDG s との関連付けが進められています。長野広域連合においても、長野地域の振興、福祉及びごみ処理施設の運営など持続可能な地域社会の創造の一端を担っており、積極的な SDG s の取組が望まれるため、本計画において SDG s との関連を示すこととします。

＊ 1 広域計画策定・見直し経緯

| 区分 | 策定年度 | 計画期間 |
|----------|----------|-------------|
| 初回策定 | 平成 12 年度 | ～17 年度 |
| 見直し① | 平成 17 年度 | 平成 18～22 年度 |
| 見直し② | 平成 22 年度 | 平成 23～27 年度 |
| 見直し③ | 平成 27 年度 | 平成 28～令和2年度 |
| 見直し④ | 令和2年度 | 令和3～7年度 |
| 見直し⑤(今回) | 令和7年度 | 令和8～12 年度 |

＊ 2 長野広域連合規約（第 5 条）では、広域計画に記載する項目を以下のとおり定めています。

- ① 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ② 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事。
- ③ 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事。
- ④ 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑤ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑥ ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）。
- ⑦ 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑧ 広域的な課題の調査研究に関する事。
- ⑨ 広域計画の期間及び改定に関する事。

広域連合が処理する事務（長野広域連合規約第 4 条）は、上記の①から⑧までの項目です。

5 広域計画の期間及び改定に関する事

新たな広域計画の期間は、原則として、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、計画期間が満了するまでに現状や課題等に変化があった場合には見直しを行うこととします。

新たな事務の追加など変更の必要が生じた場合には、広域連合議会の議決を経てこの計画を改定することとします。

1

長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

長野地域の振興整備のための事業の実施に関する経緯は図表 1-1 のとおりです。

図表 1-1 長野地域の振興整備のための事業の実施に関する経緯

| 年 月 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 昭和 46 年 7 月 | 長野地域が「長野地域広域市町村圏」 ^{(*)1} として設定される。 |
| 昭和 46 年 9 月 | 「長野地域広域市町村圏協議会」が設立され、長野地域の一体的な振興整備の取組を始める。 |
| 昭和 51 年 4 月 | 「長野地域広域行政事務組合」を設置する。 |
| 平成 4 年 9 月 | 「長野地域ふるさと市町村圏」 ^{(*)2} に指定され、10 億円の長野地域ふるさと市町村圏基金（現 長野地域ふるさと基金）を造成するとともに「長野地域ふるさと市町村圏計画」を策定し、基金の果実を活用して長野地域の一体的な振興整備に資する各種ソフト事業を実施する。 |
| 平成 5 年 4 月 | 「長野広域行政組合」に名称を変更する。 |
| 平成 12 年 4 月 | 「長野広域連合」を発足する。 |
| 平成 21 年 3 月 | 国による「定住自立圏構想」 ^{(*)3} の推進により、これまでの広域行政圏施策は平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止とする。 |
| 平成 25 年 3 月 | 「長野地域ふるさと市町村圏計画」の廃止 長野地域ふるさと基金（図表 1-2）は 10 億円のまま引き続き運用し、長野地域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための事業を推進することとする。 |
| 平成 28 年 2 月 3 月 | 長野市による「連携中枢都市宣言」 長野市と連携する市町村が「連携協約」を締結し、「長野地域連携中枢都市圏」 ^{(*)4} を形成 「長野地域スクラムビジョン」の策定 |

* 1 広域市町村圏：

新全国総合開発計画（新全総）の広域生活圏構想を受けて、昭和 44 年度から全国で設定が開始された、既成市町村の区域を越えて形成される日常社会生活圏

市町村の共同処理方式により、施設整備と事務処理を広域的で総合的な計画の下に推進することで、市町村の当面する諸課題の解決と、国土の均衡のとれた発展が期待された。

* 2 ふるさと市町村圏：

従来の広域市町村圏のうち、地域の自立的発展が見込まれる地方都市とその周辺地域を一体とした圏域。

「第四次全国総合開発計画」（四全総、昭和 62 年度制定）が目標とする東京一極集中の是正、多極分散型国土の形成や、地域の主体性を活かしながら地域づくりを進める「ふるさと創生」の実現を目指して設定された。

* 3 定住自立圏構想：

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、総務省が全国的な見地から推進している施策

この構想により、中心市と周辺市町村が 1 対 1 で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携して形成される圏域を「定住自立圏」という。

※ 4 連携中枢都市圏：

連携中枢都市圏は、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣市町村が参加事業を選択し、連携協約を締結することにより形成される、柔軟でネットワークの軽い広域連携の仕組み。長野地域では、広域連合により培ってきた市町村間の顔の見える親しい関係を土台に「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」を図る各事業を実施し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持できる拠点形成を目指す。

図表 1-2 長野地域ふるさと基金(長野地域ふるさと市町村圏基金)関係市町村出資金及び県助成金

(単位：千円)

| 区分 | 関係市町村 | 金額 | 合併前市町村出資金内訳 |
|-----|-------|-----------|--|
| 出資金 | 長野市 | 558,160 | 旧長野市 459,280 旧大岡村 12,160 旧豊野町 22,240 旧戸隠村 17,200 旧鬼無里村 13,600 旧信州新町 19,360 旧中条村 14,320 |
| | 須坂市 | 79,120 | |
| | 千曲市 | 109,920 | 旧更埴市 57,520 旧上山田町 19,360 旧戸倉町 33,040 |
| | 坂城町 | 31,600 | |
| | 小布施町 | 25,120 | |
| | 高山村 | 19,360 | |
| | 信濃町 | 25,120 | |
| | 小川村 | 15,040 | |
| | 飯綱町 | 36,560 | 旧牟礼村 19,360 旧三水村 17,200 |
| | 計 | 900,000 | |
| 助成 | 長野県 | 100,000 | |
| | 合計 | 1,000,000 | |

注) 出資金及び助成金は、平成4年度・平成5年度の2か年で均等に払いこまれたもの

現状と課題

長野広域連合では、広域行政圏施策の廃止に伴い、長野地域ふるさと市町村圏計画は平成24年度をもって廃止することとしました。しかし、引き続きその基本理念に基づき、長野地域ふるさと基金の運用益によって、長野地域の特色を活かしたソフト事業を実施しています(図表1-3)。また、事業の実施にあたっては、長野県の地域の元気を生み出す事業を支援する「地域発元気づくり支援金」を活用するとともに、長野地域連携中枢都市圏との役割分担(図表1-4)により、効果的な取組を進める必要があります。

なお、長野地域ふるさと基金は、金融機関のほか、長野広域連合の老人福祉施設建設及びごみ処理施設整備に係る建設費の一部への貸付け(令和6年度末貸付額 79,292千円)を行っていますが、今後も安全性を考慮しながら、基金運用益も確保していくことが課題となっています。

低金利による基金運用益の減少を考慮しつつ、広域連合としてどのような事業を取り組んでいくかが重要となっています。

図表 1-3 実施したソフト事業(令和3年度~令和7年度)

| 事業名 | 内容 | 【令和6年度までの延べ回数又は参加人数】 |
|---------------------|--|---|
| 長野地域スポーツ振興事業 | ・プロスポーツチームによる出張スポーツ交流(平成23年度~) 〔サッカー〕AC長野パルセイロ(平成23年度~) 〔バスケットボール〕信州ブレイブウォリアーズ(平成24年度~) 〔バレーボール〕長野ガロonz(平成30年度~) 〔フットサル〕ポアルース長野(令和元年度~) 〔野球〕信越硬式野球クラブ(令和6年度~) | 【252回】 【196回】 【100回】 【63回】 【4回】 |
| 長野地域子ども元気プロジェクト事業 | ・復興支援とオンゴト体験(令和3年度) ・防災キャンプ(令和4年度) ・アートであそぼうさい(令和5年度) | 【85人】 【80人】 【102人】 |
| 長野地域元気な体づくりプロジェクト事業 | ・ゴールデンエイジ期のスポーツと食育(令和6年度) ・子育て現役世代の生活習慣病予防(令和7年度) | 【198人】 |

※長野地域子ども元気プロジェクト事業及び長野地域元気な体づくりプロジェクト事業は「地域発元気づくり支援金」を活用して事業を実施しています。

図表 1-4 広域連合と長野地域連携中枢都市圏との役割分担

| | 長野広域連合 | 長野地域連携中枢都市圏 |
|--------|---|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域行政の推進 ・地方分権の受け皿づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・お互いの強みを活かし弱みを補い、持続可能な地域社会を実現 ・圏域全体の活性化と発展 |
| 計画事業 | 全市町村（9市町村）が共同して処理する事務事業 | 長野市（連携中枢都市）と各市町村との1対1の連携協約に基づき推進する事業 |
| 事業参加 | 全市町村 | 事業ごとに長野市との連携協約を締結した市町村 |
| 事業区分 | <ul style="list-style-type: none"> ○長野地域の振興整備 <ul style="list-style-type: none"> ・長野地域ふるさと基金の運用 ・基金運用益を活用したソフト事業 ○高齢者福祉施設等の設置、管理運営、判定委員会、認定審査会 ○ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○圏域全体の経済成長のけん引 <ul style="list-style-type: none"> ・ナガノのシゴト博など ○高次の都市機能の集積、強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者への研修や人材育成など ○圏域全体の生活関連機能サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・バス共通 IC カード「KURURU」利用範囲拡大 ・職員採用試験（社会人経験者）の共同実施など |
| 取組イメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・施設、システム等ハード整備を伴うもの ・全市町村が参加 ・長期間継続するもの | <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が参加可能な事業を選択できる（全市町村の参加不要） ・スモールスタートで始め、連携効果の高い取組の拡充を目指す |
| 共通の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆本格的な人口減少社会への対応 人材確保・育成（事務職・専門職）、DX 推進、温暖化対策（ゼロカーボン）、観光振興、子ども・子育て支援（体験機会の提供など）、高齢者・介護支援、ごみ処理 | |

今後の方針及び施策





- 長野地域ふるさと基金の運用益を活用し、長野地域の一体感を醸成するため、関係市町村と連携調整を行いながら、長野地域の特性を活かした魅力ある地域づくりの一助になるような事業を実施します。
- 長野地域のプロスポーツチームと、関係市町村の幼稚園・保育園・小学校・中学校の子ども達との交流を行う事により、子ども達の健全な心身の育成に寄与し、併せて長野地域の一体感を醸成します。
- 環境活動などのソフト事業についても関係市町村の意見を聞きながら取り組んでまいります。
- 長野広域連合のホームページについて、関係市町村と連携して更なる内容の充実を図ってまいります。

【計画期間中の目標】

- 長野地域ふるさと基金の運用益を活用し、長野地域の一体感を醸成するため、関係市町村と連携調整を行い、長野地域の特性を活かした魅力ある地域づくりの一助となるように事業を見直しつつ、継続して実施します。

- 「長野地域連携中枢都市圏」との連携
 - ・「長野地域連携中枢都市圏」と連携し、人材育成、DX 推進、地域振興など共通課題とする分野で、役割分担を行いながら効果的な事業を構築していきます。
 - ・連携中枢都市圏の取り組みのうち、将来的に広域連合にて事務を行うことも想定される事業について、要件整理などを行います。

図表 1-5 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

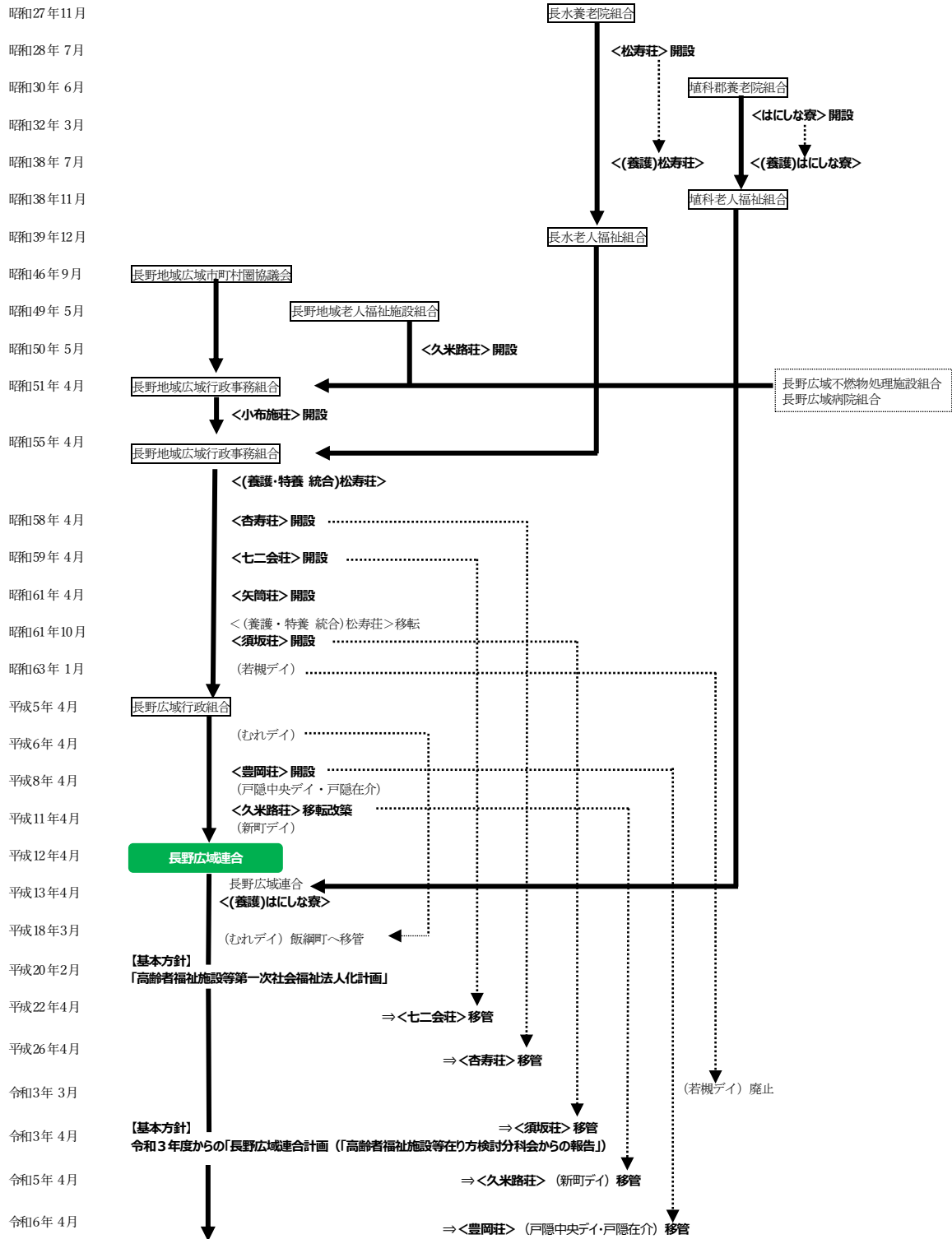
| SDGs で目指すゴール | | 関連ターゲット |
|--|--|---------------------------|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | ・若年層の健全な心身を育み、精神保健及び福祉を促進 |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する | ・持続可能なライフスタイルや文化多様性の知識を習得 |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | ・情報への公共アクセスを確保 |
|  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | ・効果的な官民のパートナーシップの推進 |

2

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること

経緯

高齢者福祉施設等の管理及び運営の経緯は以下のとおりです。



図表 2-1 高齢者福祉施設等の管理及び運営に関する経緯

| 年 月 | 事業区分 | 内 容 |
|--------------|----------------|---|
| 昭和 28 年 7 月 | 養護 | 経済的な支援を要する高齢者を保護するため、長水養老院組合（長野市外上水内郡 9 町村で構成）が「松寿荘」を開設。当初の利用者は 21 人 |
| 昭和 30 年 3 月 | 養護 | 松寿荘を増築し、定員を 120 人に増員。 |
| 昭和 32 年 3 月 | 養護 | 埴科郡養老院組合（坂城町外埴科郡 7 町村で構成）が定員 50 人の「はにしな寮」を開設。 |
| 昭和 38 年 7 月 | 養護 | 老人福祉法の施行により、目的別の施設区分が設けられる。「松寿荘」、「はにしな寮」はそれぞれ「養護老人ホーム」に位置づけされる。 |
| 昭和 40 年 5 月 | 養護 | 増築により「はにしな寮」の定員を 75 人に増員 |
| 昭和 50 年 5 月 | 特養 | 長野地域老人福祉施設組合（長野市外 17 市町村で構成）が、信州新町に「特別養護老人ホーム久米路荘（定員 70 人）」を開設。 |
| 昭和 51 年 4 月 | 特養 | 長野地域広域行政事務組合（長野地域老人福祉施設組合外 2 組合 1 協議会が統合改組）が、小布施町に「特別養護老人ホーム小布施荘（定員 70 人）」を開設。 |
| 昭和 55 年 4 月 | 養護 特養 | 長水養老院組合を長野地域広域行政事務組合（長野市外 17 市町村で構成）に統合。この組織統合に合わせ「松寿荘」を改修し、養護老人ホームの定員を 100 人増員するとともに、定員 120 人の特別養護老人ホームも併設。（現在も「養護・特養併設」施設として運営） |
| 昭和 57 年 5 月 | 養護 | 「はにしな寮」を現在地に移転し、定員を 60 人に減員。 |
| 昭和 58 年 4 月 | 特養 | 更埴市（現千曲市）に「特別養護老人ホーム杏寿荘（定員 70 人・短期入所定員 4 人）」を開設。 |
| 昭和 59 年 4 月 | 特養 | 長野市七二会に「特別養護老人ホーム七二会荘（定員 70 人・短期入所定員 4 人）」を開設。 |
| 昭和 60 年 7 月 | 養護 特養 | 長野市地附山地すべり災害により「松寿荘」が全壊。 |
| 昭和 61 年 4 月 | 特養 | 牟礼村（現飯綱町）に「特別養護老人ホーム矢筒荘（定員 70 人・短期入所定員 4 人）」を開設。 |
| 昭和 61 年 10 月 | 養護 特養 | 「松寿荘」を現在地へ移転新築し、養護老人ホームの定員 100 人（増減 0）・特別養護老人ホームの定員 70 人（50 人減員）で事業再開。同じく、災害復旧施設として「特別養護老人ホーム須坂荘（定員 70 人、短期入所定員 4 人）」を新築。 |
| 昭和 63 年 1 月 | デイ | 長野市が特別養護老人ホーム松寿荘に併設して設置した「若槻デイサービスセンター（定員 25 人）」の管理及び運営を受託。 |
| | 在介 | 戸隠村（現長野市）が特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置した「戸隠村在宅介護支援センター」の管理及び運営を受託。 |
| 平成 6 年 4 月 | デイ | 牟礼村（現飯綱町）が特別養護老人ホーム矢筒荘に併設して設置した「むれデイサービスセンター（定員 15 人）」の管理及び運営を受託。 |
| 平成 8 年 4 月 | 特養 | 戸隠村（現長野市）に「特別養護老人ホーム豊岡荘（定員 50 人・短期入所定員 10 人）」を開設。 |
| | デイ | 戸隠村（現長野市）が特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置した「戸隠中央デイサービスセンター（定員 15 人）」の管理及び運営を受託。 |
| 平成 11 年 4 月 | 特養 | 「特別養護老人ホーム久米路荘」を現在地へ移転新築。定員 80 人、短期入所定員 20 人に増員。 |
| | デイ | 信州新町（現長野市）が特別養護老人ホーム久米路荘に併設して設置した「信州新町デイサービスセンター（定員 23 人）」の管理及び運営を受託。 |
| 平成 12 年 4 月 | 特養 | 「長野広域連合」が発足し、高齢者福祉の設置・運営主体も長野広域連合へ移行。介護保険制度が施行され、特別養護老人ホームは介護老人福祉施設（介護保険施設）に位置づけされる。 |
| | デイ | デイサービスセンターは通所介護事業所（介護保険サービス）に位置づけされる。「むれデイサービスセンター」、「戸隠中央デイサービスセンター」の定員を 25 人に増員。「信州新町デイサービスセンター」の定員を 30 人に増員。 |
| | 在介 | 須坂市が特別養護老人ホーム須坂荘に併設して設置した「須坂市在宅介護支援センター」の管理及び運営を受託。 |
| 平成 13 年 4 月 | 養護 | 埴科老人福祉施設組合（昭和 38 年 埴科郡養老院組合が改組）を長野広域連合へ統合するに伴い、「養護老人ホームはにしな寮」も施設移管。 |
| 平成 17 年 4 月 | 特養 | 「特別養護老人ホーム小布施荘」を全室個室・小規模単位居住型施設として全面改築。 |
| 平成 18 年 3 月 | デイ | 「むれデイサービスセンター」の運営を飯綱町へ移管。 |
| 平成 18 年 10 月 | 養護 | 「松寿荘（養護）」及び「はにしな寮」が、入所者が介護保険サービスを利用することができる「特定施設入居者生活介護事業所（外部サービス利用型）」の指定を受ける。 |
| 平成 20 年 2 月 | 養護 特養 | 「長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討懇話会」の提言を受け、段階的に社会福祉法人への運営移管を進める「長野広域連合高齢者福祉施設等第一次社会福祉法人化計画」を決定。 |
| 平成 20 年 3 月 | 在介 | 「須坂市在宅介護支援センター」を須坂市へ運営移管。 |
| 平成 22 年 3 月 | 特養 | 「特別養護老人ホーム七二会荘」を社会福祉法人長野南福祉会へ運営移管。 |
| 平成 24 年 2 月 | 養護 | 施設整備と健全運営等を研究する「長野広域連合養護老人ホーム在り方検討会」を組織し、検討結果を取りまとめる。 |
| 平成 26 年 3 月 | 特養 | 「特別養護老人ホーム杏寿荘」を社会福祉法人大志会へ運営移管 |
| 令和 2 年 10 月 | 養護 特養 | 長野広域連合広域計画策定委員会に設けた「高齢者福祉施設等在り方検討分科会」の調査・検討結果を報告書にまとめる。 |
| 令和 3 年 3 月 | 特養 | 「特別養護老人ホーム須坂荘」を社会福祉法人グリーンアルム福祉会へ運営移管。 |
| | デイ | 「若槻デイサービスセンター」の事業を廃止。 |
| 令和 5 年 3 月 | 特養 デイ | 「特別養護老人ホーム久米路荘」及び「信州新町デイサービスセンター」を社会福祉法人ウエルフェアコスモスへ運営移管。 |
| 令和 6 年 3 月 | 特養 デイ 在介 | 「特別養護老人ホーム豊岡荘」、「戸隠中央デイサービスセンター」及び「戸隠在宅介護支援センター」を社会福祉法人光和福祉会へ運営移管。 |

注) 図表 2-1 の「事業区分」欄の表記は、以下の記載項目を表しています。

養護 … 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること 特養 … 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること
 デイ … デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務 在介 … 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務

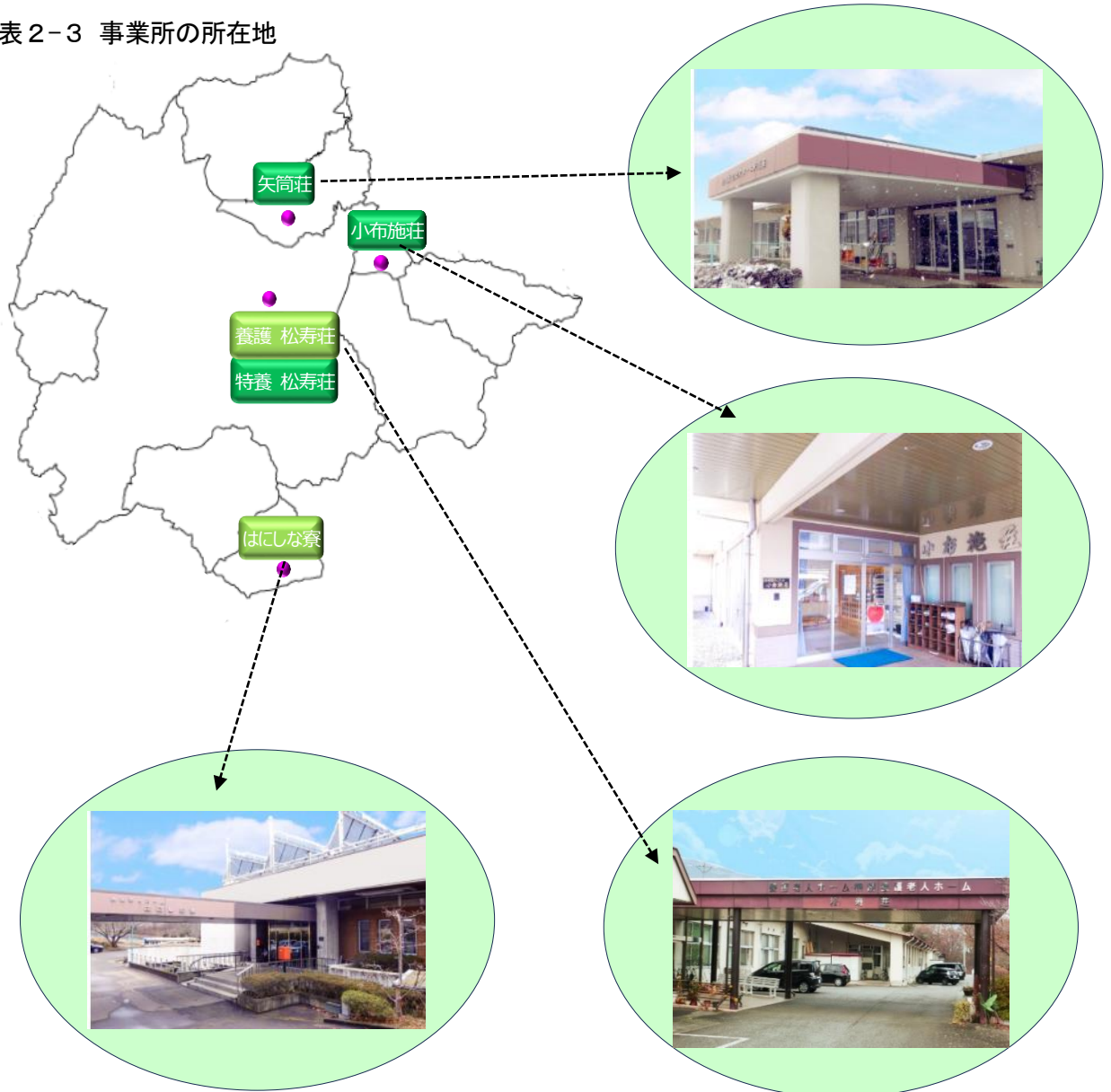
現状と課題

現在、長野広域連合では図表 2-2 のとおり 5 つの高齢者福祉施設（養護老人ホーム 2、特別養護老人ホーム 3）を運営しています。

図表 2-2 長野広域連合が運営する高齢者福祉施設

| 施設名 | 区分 | 所在地 | 認可年月日 | 開設（改築）年月日 | 施設定員 | 短期入所事業定員 | 居室数（内、個室） |
|---------|----|----------|------------------|---|-------|----------|------------|
| はにしな寮 | 養護 | 埴科郡坂城町 | 昭和 31 年 6 月 25 日 | 昭和 57 年 4 月 1 日 （南棟増築） 平成 29 年 3 月 17 日 | 60 人 | 4 人 | 39 室（10 室） |
| （養護）松寿荘 | 養護 | 長野市上野二丁目 | 昭和 28 年 1 月 1 日 | 昭和 61 年 10 月 1 日 （6 棟増築） 平成 26 年 3 月 14 日 | 100 人 | - | 60 室（20 室） |
| （特養）松寿荘 | 特養 | 長野市上野二丁目 | 昭和 55 年 3 月 25 日 | 昭和 61 年 10 月 1 日 | 70 人 | 4 人 | 20 室 - |
| 小布施荘 | 特養 | 上高井郡小布施町 | 昭和 51 年 4 月 5 日 | 平成 17 年 4 月 1 日 | 70 人 | 8 人 | 78 室（78 室） |
| 矢筒荘 | 特養 | 上水内郡飯綱町 | 昭和 61 年 4 月 1 日 | 昭和 61 年 4 月 1 日 | 72 人 | 8 人 | 21 室（1 室） |

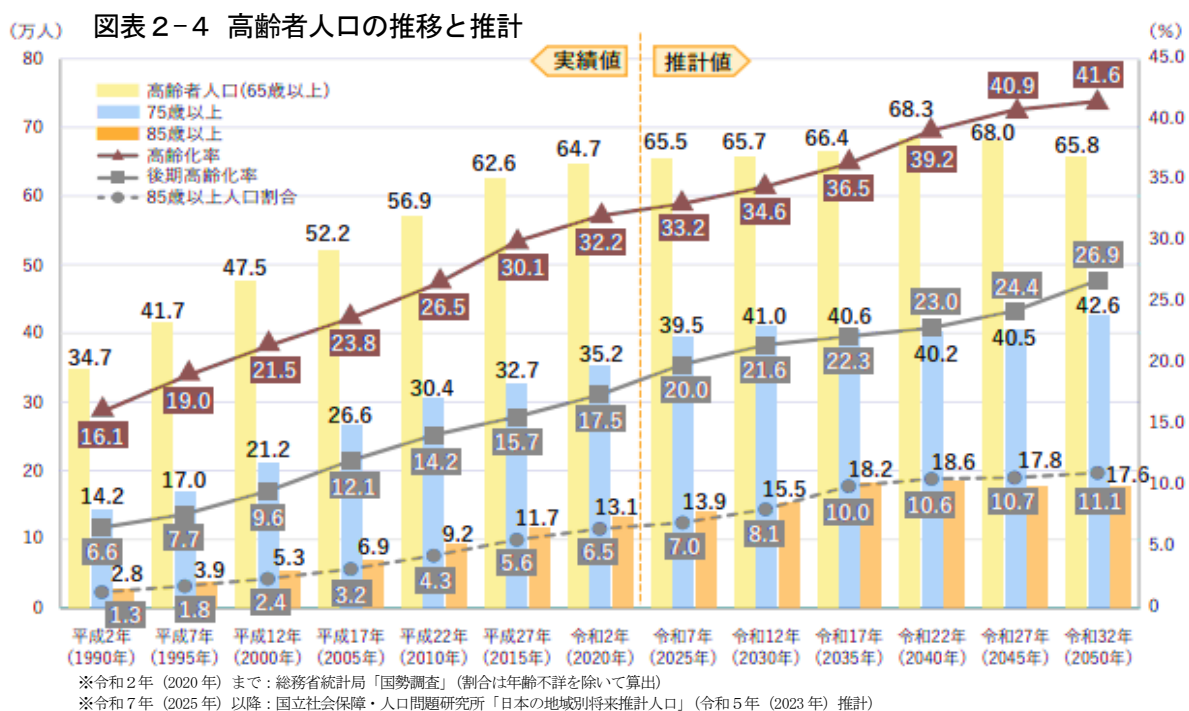
図表 2-3 事業所の所在地



1 長野県の人口の推移と将来人口推計

長野県の令和2年（2020年）10月1日現在の人口は、204万8千人で、平成12年（2000年）の221万5千人をピークに以降減少に転じ、令和22年（2040年）には174万3千人、令和32年（2050年）には158万2千人になる見込みとなっています。総人口が減少する中、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は一貫して上昇しており、令和2年（2020年）の32.2%から、令和22年（2040年）には39.2%、令和32年（2050年）には41.6%になることが推計されています。

特に、今後の高齢者人口の推計結果をみると、65歳以上人口は令和22年（2040年）まで、75歳以上人口は令和12年（2030年）まで、85歳以上人口は令和22年（2040年）まで増加すると見込まれています。（第9期 長野県高齢者プラン引用）



2 長野県内の老人福祉圏域ごとの介護・福祉サービスの必要利用定員総数等

以下の図表2-5のとおり、老人福祉サービスのうち養護老人ホームの令和8年度目標については、木曾圏域が5人の減員とした以外は、長野圏域を含めて9つの圏域において、令和5年度と同数の目標となっています。

また、施設サービスのうち特別養護老人ホームの令和8年度の必要利用定員総数については、長野圏域を含めて6つの圏域において、令和5年度から利用者定員数を増やしていますが、木曾圏域及び松本圏域は、利用者定員数を減らしています。

なお、諏訪圏域及び上伊那圏域は、令和5年度と同数の目標となっています。

また、参考として、長野県の10圏域の高齢者人口に対する令和8年度のサービス目標値の占める割合をみると、長野圏域は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとも県平均を下回っている状況となっています。

※ 老人福祉圏域とは、介護保険法第118条第2項第1号の規定により、当該都道府県が、介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となるものとして設定するもの。

図表 2-5 圏域ごとの老人福祉サービス（養護老人ホーム）の目標等と施設サービス（特別養護老人ホーム）の必要利用定員総数

(単位：人)

| 圏域名 | 人口 | 高齢者人口 (高齢化率) | 区分 | 令和5年度 (実績) | 令和6年度 (目標) | 令和7年度 (目標) | 令和8年度 (目標) | 令和5年度 との 増減比較 | 【参考】 高齢者人口に対 する令和8年度 のサービス目標 値の占める割合 |
|-----|-----------|--------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|--|
| 佐久 | 203,758 | 66,280 (33.0%) | 養護老人ホーム | 210 | ⇒ | ⇒ | 210 | - | 0.32% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 1,337 | 1,367 | 1,367 | 1,367 | 30 | 2.06% |
| 上小 | 189,856 | 60,567 (32.3%) | 養護老人ホーム | 166 | ⇒ | ⇒ | 166 | - | 0.27% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 1,093 | 1,117 | 1,117 | 1,117 | 24 | 1.84% |
| 諏訪 | 189,007 | 63,418 (33.9%) | 養護老人ホーム | 190 | ⇒ | ⇒ | 190 | - | 0.30% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 979 | 979 | 979 | 979 | - | 1.54% |
| 上伊那 | 176,047 | 56,117 (32.4%) | 養護老人ホーム | 50 | ⇒ | ⇒ | 50 | - | 0.09% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 1,267 | 1,267 | 1,267 | 1,267 | - | 2.26% |
| 飯伊 | 149,947 | 52,209 (35.1%) | 養護老人ホーム | 270 | ⇒ | ⇒ | 270 | - | 0.52% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 1,121 | 1,138 | 1,218 | 1,218 | 97 | 2.33% |
| 木曾 | 23,896 | 10,491 (44.2%) | 養護老人ホーム | 60 | ⇒ | ⇒ | 55 | △5 | 0.52% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 282 | 253 | 250 | 250 | △32 | 2.38% |
| 松本 | 418,245 | 123,839 (30.1%) | 養護老人ホーム | 250 | ⇒ | ⇒ | 250 | - | 0.20% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 1,975 | 1,955 | 1,946 | 1,946 | △29 | 1.57% |
| 大北 | 54,213 | 20,494 (38.3%) | 養護老人ホーム | 50 | ⇒ | ⇒ | 50 | - | 0.24% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 503 | 503 | 517 | 517 | 14 | 2.52% |
| 長野 | 521,073 | 163,868 (32.7%) | 養護老人ホーム | 290 | ⇒ | ⇒ | 290 | - | 0.18% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 2,572 | 2,579 | 2,579 | 2,579 | 7 | 1.57% |
| 北信 | 78,743 | 29,543 (37.8%) | 養護老人ホーム | 65 | ⇒ | ⇒ | 65 | - | 0.22% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 657 | 660 | 660 | 660 | 3 | 2.23% |
| 県計 | 2,005,274 | 646,903 (32.9%) | 養護老人ホーム | 1,601 | ⇒ | ⇒ | 1,596 | △5 | 0.25% |
| | | | 特別養護老人ホーム | 11,786 | 11,818 | 11,900 | 11,900 | 114 | 1.84% |

<長野県「毎月人口異動調査」令和5年(2023年)10月1日>

3 養護老人ホームの設置、管理及び運営

養護老人ホームは、市町村が「措置（または「入所の委託）」によって心身の状況、環境の状況及び経済的理由により在宅での日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者を救済するための施設で、高齢者福祉において大切な役割を担っています。

図表2-6のとおり、長野老人福祉圏域内には5施設（定員計290人）が設置・運営されており、このうち2施設（定員計160人）を長野広域連合が設置・運営しています。

図表 2-6 長野老人福祉圏域内養護老人ホーム

| 名称 | 設置主体 | 認可(届出)年月日 | 定員(人) |
|--------------|--------------|------------|-------|
| 尚和寮 | (福)長野市社会事業協会 | 昭和22年3月31日 | 50 |
| 寿楽園 | (福)睦会 | 平成18年3月27日 | 50 |
| 普携寺香風園 | (福)千聖会 | 昭和27年11月1日 | 30 |
| (養護)松寿荘 | 長野広域連合 | 昭和28年1月1日 | 100 |
| はにしな寮 | | 昭和31年6月25日 | 60 |
| 長野老人福祉圏域内定員計 | | | 290 |

<長野県:令和7年度社会福祉施設名簿(令和7年4月1日現在)>

また、長野老人福祉圏域内には5施設（定員計290人）における市町村別の措置者数（各年度の4月1日現在）の推移については、図表2-7のとおり、各年度とも入所定員に満たない状況となっております。

図表 2-7 長野老人福祉圏域内養護老人ホームにおける市町村別措置者数の推移

<措置者数：各年度4月1日現在> (単位：人)

| 圏域 | 年度 | 令和5年度 | | | | | | 令和6年度 | | | | | | 令和7年度 | | | | | |
|----------|------|-------|-----|--------|-----|-------|------------|-------|-----|--------|-----|-------|------------|-------|-----|--------|-----|-------|------------|
| | 施設名 | 尚和寮 | 寿楽園 | 香普風携園寺 | 松寿荘 | はにしな寮 | 計 | 尚和寮 | 寿楽園 | 香普風携園寺 | 松寿荘 | はにしな寮 | 計 | 尚和寮 | 寿楽園 | 香普風携園寺 | 松寿荘 | はにしな寮 | 計 |
| | 市町村名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野老人福祉圏域 | 長野市 | 40 | 7 | 4 | 71 | 14 | 136 | 41 | 9 | 4 | 73 | 14 | 141 | 46 | 13 | 4 | 81 | 15 | 159 |
| | 須坂市 | | 28 | | | | 28 | | 25 | | | | 25 | | 26 | | | | 26 |
| | 千曲市 | | 2 | 24 | 10 | 35 | 71 | 2 | 2 | 24 | 10 | 35 | 73 | 2 | 3 | 24 | 9 | 34 | 72 |
| | 坂城町 | | | | | 9 | 9 | | | | | 9 | 9 | | | | | 9 | 9 |
| | 小布施町 | | 3 | | 1 | 1 | 5 | | 2 | | 1 | 1 | 4 | | 3 | | | 1 | 4 |
| | 高山村 | | 2 | | 1 | | 3 | | 1 | | 1 | | 2 | | 1 | | 1 | | 2 |
| | 信濃町 | | | | 3 | | 3 | | | | 3 | | 3 | | | | 1 | | 1 |
| | 小川村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 飯綱町 | | | | 2 | | 2 | | | | 1 | | 1 | | | | 2 | | 2 |
| 圏域外 | 中野市 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 |
| | 飯山市 | | 2 | | | | 2 | | 2 | | | | 2 | | 2 | | | | 2 |
| | 栄村 | | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | | |
| | 松本市 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | | | | |
| 新潟県内 | 十日町市 | | 2 | | | | 2 | | 1 | | | | 1 | | | | | | |
| | 津南町 | | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | | |
| | 妙高市 | | 2 | | | | 2 | | 2 | | | | 2 | | 2 | | | | 2 |
| 合計 | | 41 | 50 | 29 | 88 | 59 | 267 | 44 | 46 | 29 | 89 | 59 | 258 | 49 | 50 | 28 | 94 | 59 | 280 |
| 入所定員 | | 50 | 50 | 30 | 100 | 60 | 290 | 50 | 50 | 30 | 100 | 60 | 290 | 50 | 50 | 30 | 100 | 60 | 290 |

現在、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設については、令和3年度から施行の「長野広域連合広域計画」に掲げる高齢者福祉施設等の管理・運営における方針のもと、長野広域連合が運営する全ての高齢者福祉施設等について、民間主体への移管の対象としています。

令和5年度には、養護老人ホームはにしな寮を対象に、運営移管に着手することにしていましたが、養護老人ホームは、特別養護老人ホームとは異なり、行政の役割の大きい措置施設であること、施設も当該年度末には築42年を経過し老朽化が進んでいること、施設の引き受け意欲のある社会福祉法人がないことなどから、引き続き、長野広域連合が運営することになりました。

これを受け、外部の有識者等で構成する「養護老人ホームはにしな寮在り方検討委員会」を設置し検討していただきました。検討委員会からは「養護老人ホームはにしな寮」と同じく老朽化が進んでいる「養護老人ホーム松寿荘」を統合し、新たな場所に養護老人ホームを建設すべきであるという提言をいただきました。

この提言を踏まえ、新たな養護老人ホームの建設に向けて、関係機関と協議を進めています。

また、養護老人ホームに入所されている方の日常生活動作の低下などにより介護支援を必要とする入所者が、図表2-8のとおり、毎年度一定数利用している状況となっています。

現在、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けて、介護サービスを提供していますが、新たな養護老人ホームを建設するに当たって、要介護3以上の介護認定を受けている入

所者は、心身の状況に合ったサービスが受けられる特別養護老人ホームで受け入れてもらうことが望ましいことから、関係市町村をはじめとする関係機関との検討・調整を行っていく必要があります。

図表 2-8 長野広域連合が運営する養護老人ホームにおける介護区分別措置者数の推移

<措置者数：各年度7月1日現在>(単位：人)

| 施設名 | 年度 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 3年間計 (令和5年度～7年度) |
|-----------------------|---------------------|------|-------|-------|-------|---------------------|
| | 介護区分 | | | | | |
| 松 寿 荘 | 非該当(自立) | | 18 | 21 | 18 | 57 |
| | 要支援 | 要支援1 | 5 | 4 | 4 | 13 |
| | | 要支援2 | 3 | 2 | 2 | 7 |
| | 要介護 | 要介護1 | 23 | 23 | 31 | 77 |
| | | 要介護2 | 12 | 13 | 15 | 40 |
| | | 要介護3 | 15 | 10 | 9 | 34 |
| | | 要介護4 | 8 | 11 | 10 | 29 |
| | | 要介護5 | 3 | 2 | 2 | 7 |
| | 計 | | 87 | 86 | 91 | 264 |
| | 【要介護3以上】累計 | | 26 | 23 | 21 | 70 |
| 【要介護3以上】 3年間平均人数 | | | | | 23.3 | |
| は に し な 寮 | 非該当(自立) | | 31 | 29 | 29 | 89 |
| | 要支援 | 要支援1 | 3 | 4 | 3 | 10 |
| | | 要支援2 | | | | |
| | 要介護 | 要介護1 | 4 | 10 | 8 | 22 |
| | | 要介護2 | 9 | 2 | 1 | 12 |
| | | 要介護3 | 3 | 8 | 9 | 20 |
| | | 要介護4 | 8 | 3 | 5 | 16 |
| | | 要介護5 | | 3 | 4 | 7 |
| | 小計 | | 58 | 59 | 59 | 176 |
| | 【要介護3以上】累計 | | 11 | 14 | 18 | 43 |
| 【要介護3以上】 3年間平均数 | | | | | 14.3 | |
| 両 施 設 合 計 | 措置者数合計 | | 145 | 145 | 150 | 440 |
| | 【要介護3以上】累計 | | 37 | 37 | 39 | 113 |
| | 【要介護3以上】 3年間平均人数 | | | | | 37.7 |

【当面の措置対象者数の見込みの状況】

当面の措置対象者数の見込みについては、具体的な数字を見込むことは困難ではありますが、たとえば、65歳以上で低所得の単身者又は高齢者のみの世帯等で、経済的に在宅で生活を行うことができない方や住居の状況から在宅で生活ができない方、または、認知症や精神疾患等で在宅生活が困難となる方などが増加してくると見込まれます。加えて、近年、暴力や金銭搾取等の虐待を受けて緊急に入所される方も増加しており、高齢者人口の増加に伴って措置対象者は一時的に増加するものと見込まれます。

なお、参考までに関係市町村で策定予定の次期高齢者福祉計画策定時の令和9年4月での現段階での措置者見込み数の状況については、図表2-9（長野老人福祉圏域内全体）及び図表2-10（長野広域連合）のとおりとなっています。

図表2-9 長野老人福祉圏域内における市町村別の今後の措置者（介護区分別）の見込み

＜措置者見込み数：令和9年4月1日現在＞（単位：人）

| 市町村名 介護区分 | 長野市 | 須坂市 | 千曲市 | 坂城町 | 小布施町 | 高山村 | 信濃町 | 小川村 | 飯綱町 | 合計 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 非該当(自立) | 45 | 10 | 24 | 4 | | 2 | 1 | | | 86 |
| 要支援1、2 | 25 | 10 | 9 | 1 | 1 | | | 1 | 2 | 49 |
| 要介護1、2 | 103 | 10 | 27 | 6 | 4 | | | 1 | 2 | 153 |
| 計 | 173 | 30 | 60 | 11 | 5 | 2 | 1 | 2 | 4 | 288 |

図表2-10 長野広域連合が運営する施設における市町村別の今後の措置者（介護区分別）の見込み

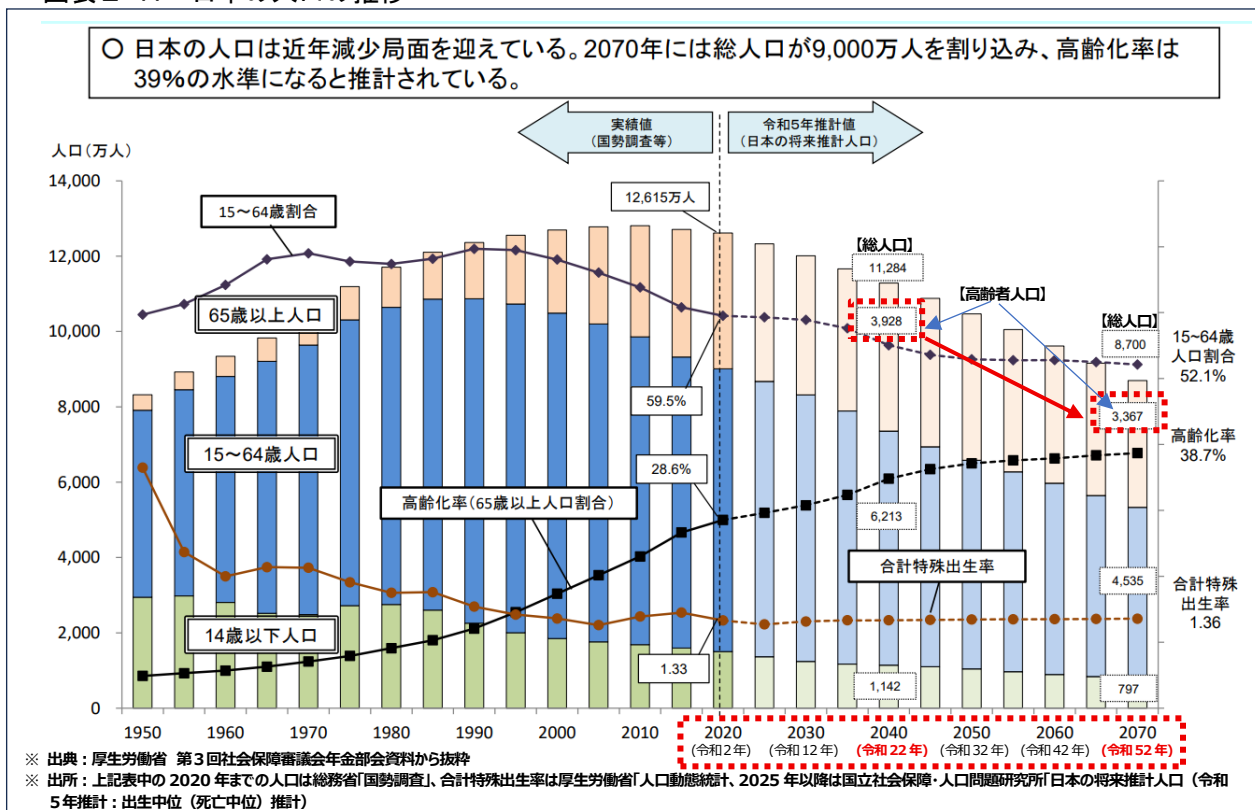
＜措置者見込み数：令和9年4月1日現在＞（単位：人）

| 市町村名 介護区分 | 長野市 | 須坂市 | 千曲市 | 坂城町 | 小布施町 | 高山村 | 信濃町 | 小川村 | 飯綱町 | 合計 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 非該当(自立) | 30 | | 16 | 4 | | 1 | 1 | | | 52 |
| 要支援1、2 | 19 | | 4 | 1 | | | | | 2 | 26 |
| 要介護1、2 | 55 | | 16 | 6 | 2 | | | 1 | 2 | 82 |
| 計 | 104 | 0 | 36 | 11 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 160 |

【将来的な措置対象者数の見込みの状況（想定）】

現段階で想定できる将来的な措置対象者数の見込みについては、図表2-11 のとおり高齢者人口は令和22年（2040年）では3,928万人と推計されていますが、30年後の令和52年（2070年）には561万人減の3,367万人と見込まれていることから、将来的には措置対象者数も減少してくると想定しています。

図表2-11 日本の人口の推移



4 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営

過去、老人ホーム等の高齢者福祉サービスの提供は、行政が中心に担ってきました。

簡素で効率的な行政への転換が求められる中、介護保険制度が運用されて以降、高齢者福祉サービスの提供は、それぞれのサービスの目的を損なうことなく、行政から社会福祉法人をはじめとする民間事業者への移行が全国的に進んでいます。

このような状況の中、長野広域連合が運営していました施設については、以下のとおり社会福祉法人への運営移管を進めてきました。

図表 2-12 これまでの社会福祉法人への運営移管の状況

| 施設 | 七二会荘 | 杏寿荘 | 須坂荘 | 久米路荘 | 豊岡荘 |
|--------------|------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 移管先法人 | 社会福祉法人 長野南福祉会 | 社会福祉法人 大志会 | 社会福祉法人 グリーンアルム福祉会 | 社会福祉法人 ウエルフェアコスモス | 社会福祉法人 光和福祉会 |
| 移管先法人での運営開始日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

今後の運営移管については、民間の社会福祉法人への訪問による意向調査等を実施した上で、引き続き、適時適切な対応をしていく必要があります。

同時に、増加傾向にある認知症状や重度の要介護状態の利用者に適切な介護サービスを提供し続けられるよう、研修などにより職員の資質や介護技術の向上に努めています。また、それぞれの施設ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症の拡大期においても利用者が安全で安心して過ごせるよう取り組んでいます。

また、労働力人口が減少し、人材確保が困難な状況にある中、介護事業は他業種に比べ低い傾向にある給与や身体的・精神的負担が大きいというイメージ等により、高齢者福祉施設の運営に携わる介護職・看護職などの専門職員の確保が年々厳しくなっており、特に若年層の介護職員の確保が喫緊の課題となっています。

今後の方針及び施策




- 養護老人ホームはにしな寮と養護老人ホーム松寿荘の両施設を統合して、新たな場所に養護老人ホームを建設するに当たって、要介護3以上の介護認定を受けている入所者については、心身の状況に合ったサービスが受けられる特別養護老人ホームで受け入れてもらうことが望ましいことから、長野広域連合の特別養護老人ホーム、または、民間の社会福祉法人への入所などについて、関係市町村をはじめとする関係機関との検討・調整を行っていきます。
- 社会福祉法人などの民間事業者は確実に効果的な高齢者福祉施設等の運営の担い手となっていることから、令和2年度の高齢者福祉施設等在り方検討分科会の報告内容を踏まえ、長野広域連合が運営する全ての特別養護老人ホームについて、引き続き、民間主体への運営移管の対象とします。
- 民間主体への運営移管までの期間において、引き続き、利用者の尊厳に配慮し安全で安心なサービスを提供すると共に施設ごとに作成する事業継続計画（BCP）の的確な運用など緊急時の安全確保に努めます。また、稼働率（充足率）の向上や運営経費の節減などにより収支改善に努めます。
 - ・インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策の徹底を図ります。
 - ・避難訓練を通じて河川氾濫や土石流などの災害リスクに備えます。
 - ・安全で安心なサービス提供のため、運営移管までの期間は必要な施設の保全を図ります。
ただし、不足する財源について関係市町村へ求める負担額の最小化に努めます。

- 高齢者福祉施設の運営に携わる介護職・看護職などの専門職員の確保については、介護現場の魅力の発信や関係する学校訪問等を行い職員募集のPRを実施するとともに、職場環境の整備などにより人材確保と定着に努めます。

【計画期間中の目標】

- 関係市町村をはじめとする関係機関との十分な検討・調整を行いながら、養護老人ホームはにしな寮と養護老人ホーム松寿荘の両施設を統合した新たな養護老人ホームの建設を進めていきます。
- 新たな養護老人ホームの建設規模に影響する入所定員については、関係市町村で見込む今後の措置対象者数を踏まえて、関係市町村と協議をしながら決定できるよう進めていきます。
- 特別養護老人ホームの運営移管について、定期的に関係市町村と情報を共有し、協議・調整を行います。

図表 2-13 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | | 関連ターゲット |
|---|--|-----------------------|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | ・基礎的な保健サービスへのアクセス |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | ・説明責任のある透明性の高いスリム化の推進 |
|  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | ・施策の一貫性の強化 |

3

老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること

経緯

老人ホーム入所判定委員会の設置に関する経緯は図表3-1のとおりです。

図表3-1 老人ホーム入所判定委員会の設置に関する経緯

| 年月 | 内容 |
|---------|--|
| 平成5年4月 | 老人福祉法の一部改正に伴い、(市)町村ごとに入所判定事務を行うこととされたため、長野広域圏15町村から共同処理要請があり、長野広域行政組合に入所判定委員会を設置(委員8人で構成) |
| 平成12年4月 | 介護保険法施行に伴い、特別養護老人ホームの入所判定が不要になり、入所判定対象が養護老人ホームに限定される。 長野市、須坂市及び更埴市(現千曲市)3市からの共同処置要請を契機として、長野広域連合に長野地域における養護老人ホームへの入所判定を行う入所判定委員会を新たに設置(委員5人で構成) |

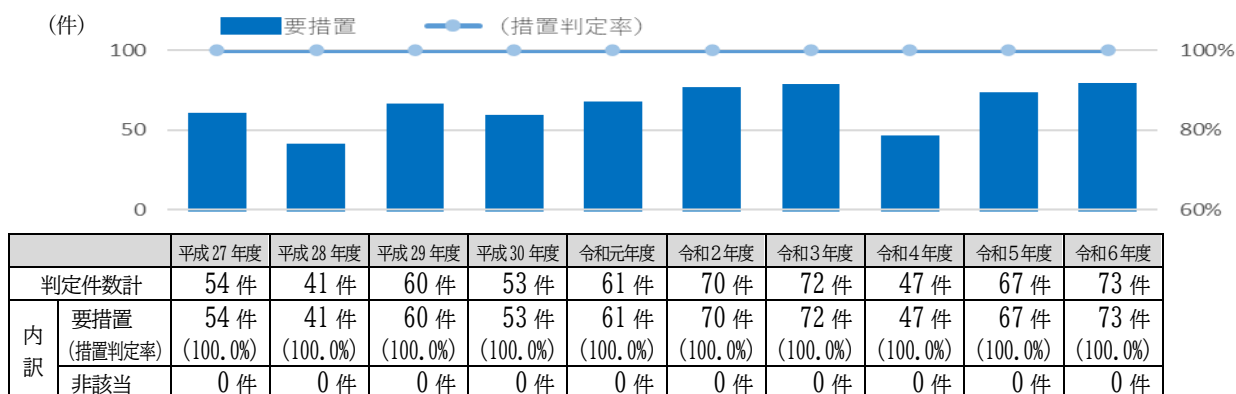
現状と課題

高齢化により介護ニーズが増加する中、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の充実が図られています。

一方で、介護保険法による施設サービスの利用対象には至らないが、経済的な理由、家族や住居の状況など、現在の環境の下では在宅での生活が困難な高齢者もいます。こうした高齢者の生活を支援する施設として、養護老人ホーム(老人福祉法)が設けられており、入所に当たっては市町村が入所判定委員会の意見を踏まえて措置を決定します。

長野広域連合の老人ホーム入所判定委員会は、あらかじめ計画する年3回の定例の委員会において委員同士の協議を通じて、公平、公正かつ適正な措置の要否判定を行っており、判定件数の推移は図表3-2のとおりです。また、猛威を振るう自然災害により被災した高齢者など生活支援について速やかな要否判定が求められる場合には、定例の委員会の開催を待つことなく、書面を通じた緊急の合議により、迅速な判定に努めています。

図表3-2 入所判定数の推移






今後の方針及び施策

- 入所措置の基準に基づき、公平、公正で適正かつ迅速な判定を行います。
- 長野広域管内の入所措置の状況や待機者の状況について、関係市町村及び長野広域管内の施設と連携し、正確な情報の把握により、迅速な高齢者支援に努めます。

【計画期間中の目標】

あらかじめ計画されている年3回の定例の委員会と、定例開催以外の書面を通じた緊急の合議を確実に行うとともに、公平、公正で適正かつ迅速な判定を行います。

図表 3-3 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | | 関連ターゲット |
|--|--|---------------------|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | ・基礎的な保健サービスへのアクセス |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | ・説明責任のある透明性の高い審査会運営 |
|  <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | ・効果的な官民のパートナーシップの推進 |

4

介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

介護認定審査会の設置及び運営の経緯は図表4-1のとおりです。

図表4-1 介護認定審査会の設置及び運営に関する経緯

| 年 月 | 内 容 |
|----------|---|
| 平成9年12月 | 介護保険法成立 |
| 平成11年4月 | 長野広域行政組合に介護認定審査室を新設 |
| 平成11年10月 | 準備認定を開始 審査会は、委員数180人 36合議体により構成 |
| 平成12年4月 | 介護保険法施行 長野広域連合の発足に伴い、介護認定審査室を介護認定審査課に名称変更 |
| 平成13年5月 | 審査会委員の代表による審査判定適正化委員会を設置し、合議体間の平準化への取組を強化 |
| 平成14年10月 | 介護認定審査会システムの市町村ネットワーク運用開始 |
| 平成16年4月 | 更新に係る要介護認定有効期間が12か月から最大24か月に拡大される。 |
| 平成21年4月 | 介護保険制度の改正に基づき、認定調査の調査項目等の見直しにより、新基準を導入 |
| 平成24年4月 | 介護保険法施行規則の改正により、要介護認定有効期間の上限が新規申請3～6か月から3～12か月に拡大される。 |
| 平成25年1月 | 審査会委員として10年以上の者に感謝状を贈呈することとする。 |
| 平成27年4月 | 介護保険法施行規則の改正により、新しい総合事業を実施する市町村について、更新に係る要介護認定有効期間が、一律に原則12か月、上限24か月に延長される。 |
| 平成30年4月 | 介護保険法施行規則の改正により、更新に係る要介護認定有効期間の上限が36か月に延長される。 |
| 令和2年5月 | 新型コロナウイルス感染症の拡大期間、介護認定審査会の運営を書面審査にて実施 |
| 令和3年4月 | 介護保険法施行規則の改正により、更新に係る要介護認定有効期間の上限が48か月に延長される。 |

現状と課題

保健、医療または福祉に関する学識経験者を委員とする介護認定審査会の運営については、関係市町村がそれぞれ単独で設置するよりも共同で組織して運営することによって、長野地域の公平・公正でより適正な審査・判定が期待できるため、長野広域連合が処理する事務として規約に定められています。

長野広域連合における令和6年度の審査判定は、審査会回数611回、審査判定件数24,756件となっており（図表4-2、4-3参照）県内広域連合の中で最大の規模になっています。

1 介護認定審査会の設置・運営状況

- ・1合議体の委員定数を5人とする36合議体で構成し、委員総数は180人となっています。
- ・審査会は、日曜日・祝日を除き一日あたりおよそ3合議体を開催しています。
- ・審査会は、長野会場で開催するほか、須坂会場と千曲会場でも各週1回、分散開催しています。

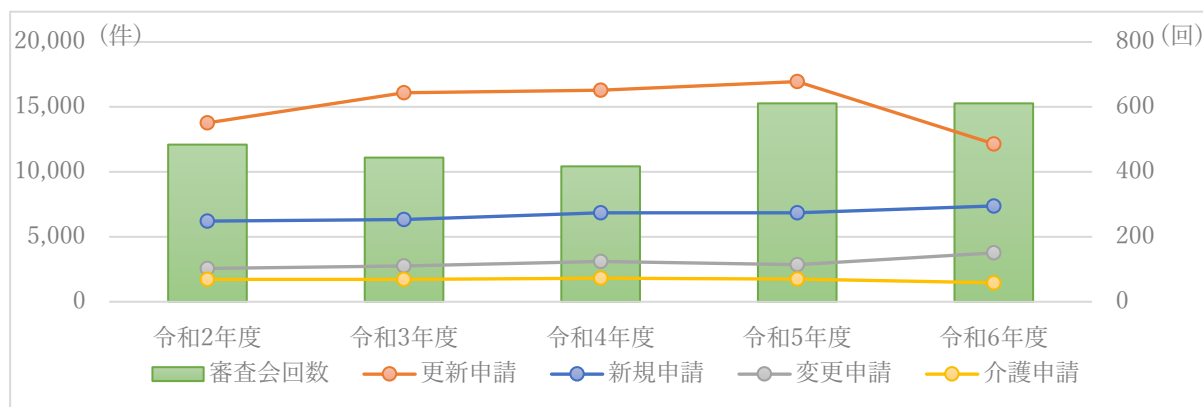
2 公平・公正な審査判定への取組

- ・審査会委員に対して研修等を実施するとともに、審査判定適正化委員会を組織して、合議体間の判定の平準化を図っています。
- ・介護認定審査会を的確に運営できるよう、研修会に参加し、必要な知識・技能を習得していきます。
- ・医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

介護認定審査会の運営に当たっては、公平・公正で適正な審査・判定を行っていますが、更に迅速な審査・判定に取り組む必要があります。

また、気候変動により増えている自然災害や感染症の拡大等の影響により、審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え（非対面での審査会運営）の必要性が高まっています。

図表 4-2 申請区分別 審査判定件数の推移



| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 |
| 新規申請 | 6,209 | 100.7% | 6,339 | 102.1% | 6,855 | 108.1% | 6,858 | 100.0% | 7,377 | 107.6% |
| 更新申請 | 13,772 | 80.8% | 16,091 | 116.8% | 16,282 | 101.2% | 16,951 | 104.1% | 12,157 | 71.7% |
| 変更申請 | 2,562 | 102.7% | 2,763 | 107.8% | 3,099 | 112.2% | 2,867 | 92.5% | 3,762 | 131.2% |
| 介護申請 | 1,710 | 105.0% | 1,717 | 100.4% | 1,811 | 105.5% | 1,750 | 96.6% | 1,460 | 83.4% |
| 合計 | 24,253 | 88.7% | 26,910 | 111.0% | 28,047 | 104.2% | 28,426 | 101.4% | 24,756 | 87.0% |
| 審査会回数(回) | 484 | 71.3% | 444 | 91.7% | 417 | 93.9% | 611 | 146.5% | 611 | 100.0% |

注1) 生活保護法による介護扶助を含む。

注2) 新型コロナウイルス感染症に係る介護認定有効期間延長の特例措置等を含む。

図表 4-3 市町村別 審査判定件数の推移

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 |
| 長野市 | 17,178 | 89.2% | 19,287 | 112.3% | 20,620 | 106.9% | 20,826 | 101.0% | 17,526 | 84.2% |
| 須坂市 | 1,905 | 89.3% | 2,051 | 107.7% | 1,905 | 92.9% | 1,845 | 96.9% | 1,961 | 106.3% |
| 千曲市 | 2,595 | 86.7% | 2,807 | 108.2% | 2,897 | 103.2% | 3,026 | 104.5% | 2,703 | 89.3% |
| 坂城町 | 644 | 91.7% | 658 | 102.2% | 620 | 94.2% | 639 | 103.1% | 644 | 100.8% |
| 小布施町 | 419 | 85.3% | 476 | 113.6% | 463 | 97.3% | 516 | 111.4% | 484 | 93.8% |
| 高山村 | 306 | 88.2% | 312 | 102.0% | 331 | 106.1% | 337 | 101.8% | 303 | 89.9% |
| 信濃町 | 419 | 81.2% | 485 | 115.8% | 433 | 89.3% | 445 | 102.8% | 443 | 99.6% |
| 小川村 | 167 | 78.8% | 176 | 105.4% | 196 | 111.4% | 191 | 97.4% | 167 | 87.4% |
| 飯綱町 | 577 | 93.1% | 627 | 108.7% | 550 | 87.7% | 559 | 101.6% | 483 | 86.4% |
| 介護扶助 | 43 | 82.7% | 31 | 72.1% | 32 | 103.2% | 42 | 131.3% | 42 | 100.0% |
| 計 | 24,253 | 88.7% | 26,910 | 111.0% | 28,047 | 104.2% | 28,426 | 101.4% | 24,756 | 87.1% |

注) 新型コロナウイルス感染症に係る介護認定有効期間延長の特例措置等を含む。





今後の方針及び施策

- 事前に基本調査の内容と基準との整合を確認するなど、審査会事務局の役割を的確に遂行することを通じて、公平・公正で適正かつ迅速な審査・判定を行います。また、判定結果の問い合わせには丁寧な説明に努めます。
- 保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な連携を図ります。
- 自然災害や感染症の拡大等の緊急時においても、できる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを構築します。
- 要介護認定支援システム標準化について
令和3年度に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定されました。国が介護保険業務を含む20業務の自治体システム標準化を進めており、今後、コスト削減、行政サービス・住民の利便性向上、行政運営の効率化等が図られることとなり、迅速な住民向けサービスが期待できることとなります。当広域連合でも、関係市町村と連携し、令和8年度中に標準化に対応した要介護認定支援システムの移行を円滑に進め、本格稼働後の適正な管理・運用に取り組みます。

【計画期間中の目標】

- より迅速な審査・判定のため、市町村とのデータ連携から判定結果のデータ登録までの平均期間の短縮に努めます。
- 標準化に対応した要介護認定支援システムの移行を円滑に進めるとともに、各合議体間の判定の平準化のため、各委員間での認識の統一を図り、引き続き公平・公正で適正な審査・判定を行います。

図表 4-4 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | 関連ターゲット |
|---|--|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な保健サービスへのアクセス |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（気候関連災害）等に対する対応力の強化 |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・説明責任のある透明性の高い審査会運営 |
|  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査内容及び特記事項の均質化及び一貫性の補強 ・効果的な官民のパートナーシップの推進 |

障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

障害支援区分認定審査会の設置及び運営の経緯は図表 5-1 のとおりです。

図表 5-1 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する経緯

| 年月 | 内容 |
|--------------|--|
| 平成 17 年 10 月 | 障害者自立支援法が成立した。 |
| 平成 18 年 1 月 | 障害程度区分認定審査会の運営を新年度から開始するため、介護認定審査課に職員を配置した。 |
| 平成 18 年 4 月 | 障害者自立支援法施行 長野広域連合にて、障害程度区分認定審査会の設置・運營業務を開始した。 |
| 平成 25 年 4 月 | 法改正により、障害者総合支援法が施行され、障害程度区分が「障害支援区分」に変更されると共に、障害種別に新たに「難病等」が追加された。 |
| 令和 2 年 5 月 | 新型コロナウイルス感染症の拡大期間、障害支援区分認定審査会の運営を書面審査にて実施 |

現状と課題

障害保健福祉の学識経験者を委員とする障害支援区分認定審査会の運営については、関係市町村がそれぞれ単独で設置するよりも共同で組織して運営することによって、長野地域の公平・公正でより適正な審査・判定が期待できるため、長野広域連合が処理する事務として規約に定められています。

長野広域連合における令和 6 年度の審査判定については、審査会開催回数 50 回、審査判定件数 1,516 件（図表 5-2、5-3、5-4 参照）となっており県内広域連合の中で最大の規模になっています。

1 認定審査会の設置・運営状況

- ・ 1 合議体の委員定数を 5 人とする 4 合議体で構成し、委員総数は 20 人となっています。
- ・ 審査会は、概ね月 4 回、長野会場で開催しています。（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

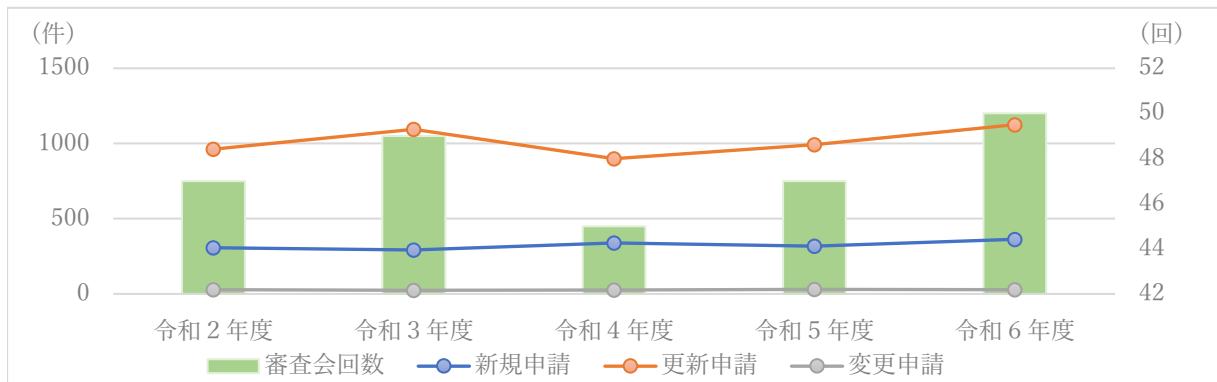
2 公平・公正な審査判定への取組

- ・ 審査会委員に対して研修等を実施するとともに、合議体間の判定の平準化を図っています。
- ・ 医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

審査会の運営に当たっては、より公平・公正で適正な審査・判定のため、認定調査の内容と基準との整合の確認など審査会事務局の的確な事前準備が求められています。

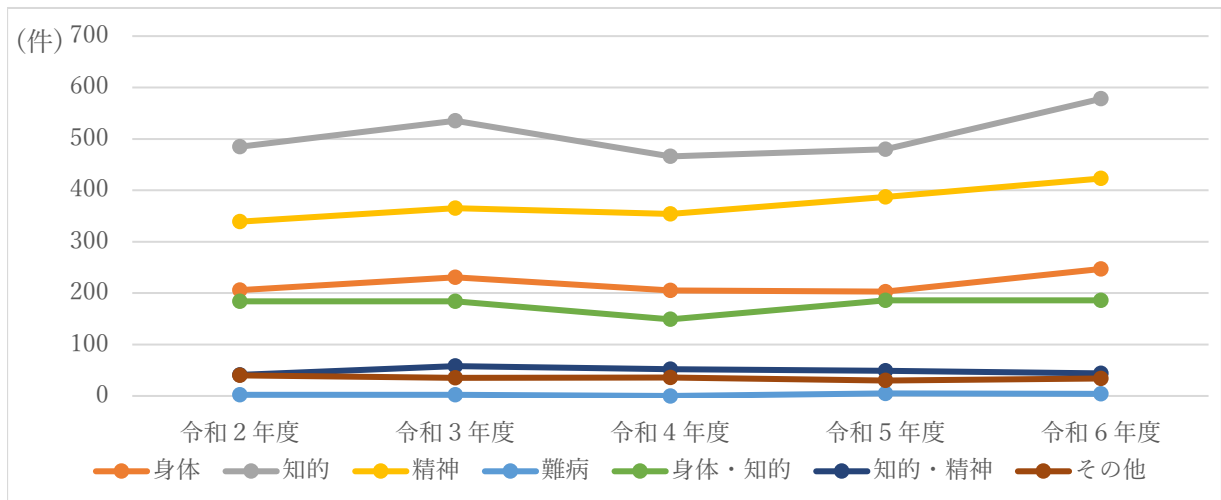
また、気候変動により増えている自然災害や感染症の拡大等の影響により、審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え（非対面での審査会運営）の必要性が高まっています。

図表 5-2 申請区分別 審査判定件数の推移



| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 | 件数(件) | 前年比 |
| 新規申請 | 307 | 80.4% | 292 | 95.1% | 338 | 115.8% | 318 | 94.1% | 363 | 114.2% |
| 更新申請 | 963 | 112.6% | 1,094 | 113.6% | 899 | 82.2% | 992 | 110.3% | 1,125 | 113.4% |
| 変更申請 | 27 | 128.6% | 24 | 88.9% | 25 | 104.2% | 30 | 120.0% | 28 | 93.3% |
| 合計 | 1,297 | 103.1% | 1,410 | 108.7% | 1,262 | 89.5% | 1,340 | 106.2% | 1,516 | 113.1% |
| 審査会回数 | 47 | 102.2% | 49 | 104.3% | 45 | 91.8% | 47 | 104.4% | 50 | 106.4% |

図表 5-3 障害区分別 審査判定件数の推移



| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 |
| 身体 | 206 | 15.9% | 231 | 16.4% | 205 | 16.2% | 203 | 15.1% | 247 | 16.3% |
| 知的 | 485 | 37.4% | 535 | 37.9% | 466 | 36.9% | 480 | 35.8% | 578 | 38.1% |
| 精神 | 339 | 26.1% | 365 | 25.9% | 354 | 28.1% | 387 | 28.9% | 423 | 27.9% |
| 難病 | 2 | 0.1% | 2 | 0.1% | 0 | 0.0% | 5 | 0.4% | 4 | 0.3% |
| 身体・知的 | 184 | 14.2% | 184 | 13.1% | 149 | 11.8% | 186 | 13.9% | 186 | 12.3% |
| 知的・精神 | 41 | 3.2% | 58 | 4.1% | 52 | 4.1% | 49 | 3.7% | 44 | 2.9% |
| その他 | 40 | 3.1% | 35 | 2.5% | 36 | 2.9% | 30 | 2.2% | 34 | 2.2% |
| 合計 | 1,297 | 100.0% | 1,410 | 100.0% | 1,262 | 100.0% | 1,340 | 100.0% | 1,516 | 100.0% |

図表 5-4 市町村別 審査判定件数の推移

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 | 件数(件) | 構成比 |
| 長野市 | 911 | 70.2% | 1,000 | 70.9% | 835 | 66.2% | 917 | 68.4% | 1,070 | 70.6% |
| 須坂市 | 134 | 10.3% | 133 | 9.4% | 118 | 9.4% | 130 | 9.7% | 146 | 9.6% |
| 千曲市 | 143 | 11.0% | 135 | 9.6% | 172 | 13.6% | 169 | 12.6% | 159 | 10.5% |
| 坂城町 | 37 | 2.9% | 46 | 3.3% | 29 | 2.3% | 28 | 2.1% | 51 | 3.4% |
| 小布施町 | 15 | 1.2% | 20 | 1.4% | 35 | 2.8% | 15 | 1.1% | 29 | 1.9% |
| 高山村 | 11 | 0.8% | 19 | 1.3% | 17 | 1.3% | 14 | 1.0% | 14 | 0.9% |
| 信濃町 | 15 | 1.2% | 18 | 1.3% | 16 | 1.3% | 32 | 2.4% | 19 | 1.2% |
| 小川村 | 10 | 0.8% | 14 | 1.0% | 17 | 1.3% | 9 | 0.7% | 10 | 0.7% |
| 飯綱町 | 21 | 1.6% | 25 | 1.8% | 23 | 1.8% | 26 | 2.0% | 18 | 1.2% |
| 合計 | 1,297 | 100.0% | 1,410 | 100.0% | 1,262 | 100.0% | 1,340 | 100.0% | 1,516 | 100.0% |





今後の方針及び施策

- 認定調査の内容の確認など審査会事務局における的確な事前準備を通じて、公平・公正で適正かつ迅速な審査・判定を行います。また、判定結果の問い合わせには丁寧な説明に努めます。
- 保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な連携を図ります。
- 自然災害や感染症の拡大等の緊急時においてもできる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを構築します。

【計画期間中の目標】

各合議体間の判定の平準化のため、各委員間での認識の統一を図り、引き続き公平・公正で適正な審査・判定を行います。

図表 5-5 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | | 関連ターゲット |
|---|--|--|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | ・基礎的な保健サービスへのアクセス |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる | ・自然災害（気候関連災害）等に対する対応力の強化 |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | ・説明責任のある透明性の高い審査会運営 |
|  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査内容及び特記事項の均質化及び一貫性の補強 ・効果的な官民のパートナーシップの推進 |

6

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (既存の施設に係る事務及び小布施町を除く)

経緯

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理の経緯は図表6-1のとおりです。

図表6-1 ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関する経緯

| 年 月 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 平成9年1月) 平成12年3月 | 長野地域のごみ処理広域化は、旧厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月)及び「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月)に基づき、平成11年3月に長野県が「長野県ごみ処理広域化計画」を策定した。これを受け、平成12年3月に「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定した。 |
| 平成14年3月 | 「長野地域ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行った。 |
| 平成15年12月 | 焼却施設を長野市内(A焼却施設)及び更埴ブロック内(B焼却施設)に、最終処分場を須高ブロック内に建設することを決定した。 |
| 平成17年11月 | A焼却施設の建設候補地が長野市大豆島地区と選定される。 |
| 平成18年3月 | 「長野地域ごみ処理広域化基本計画(平成14年3月版)」の見直しを行い、「ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月版)」を策定した。 |
| 平成21年1月 | 「長野地域循環型社会形成推進地域計画」を策定した。 |
| 平成21年8月 | B焼却施設の建設候補地が千曲市屋代地区と選定される。 最終処分場の建設候補地が須坂市仁礼地区と選定される。 |
| 平成22年3月 | 「長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会」を設置した。 |
| 平成23年2月 | 「ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月版)」を改定した。 |
| 平成24年3月 | 「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。 |
| 平成25年1月 | 大豆島地区住民自治協議会からA焼却施設建設について基本同意を得る。 |
| 平成25年3月 | 「ごみ処理広域化基本計画(平成23年2月版)」を一部修正した。 |
| 平成25年3月 | 大豆島地区住民自治協議会、長野市、長野広域連合の3者にてA焼却施設建設に関する協定を締結した。 |
| 平成26年1月 | 「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」を設置した。 |
| 平成26年12月 | 「長野地域循環型社会形成推進地域計画(第2期)」を策定した。 |
| 平成27年3月 | 「ごみ処理広域化基本計画(平成23年2月版)」を改定した。 |
| 平成27年4月 | 「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。 |
| 平成27年7月 | A焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。 |
| 平成27年10月 | 須坂市仁礼町区から最終処分場建設について基本同意を得る。 |
| 平成27年12月 | 須坂市仁礼町区、須坂市、長野広域連合の3者にて最終処分場建設に関する基本協定を締結した。 |
| 平成28年3月 | 屋代第五区及び屋代中島ごみ焼却施設対策委員会からB焼却施設建設について基本同意を得る。 |
| 平成28年5月 | A焼却施設の建設工事に着手した。 |
| 平成29年3月 | 屋代第六区及び屋代第六区街づくり運営委員会からB焼却施設建設について基本同意を得る。 屋代第五区、屋代第六区、千曲市、長野広域連合の4者にてB焼却施設建設に関する基本協定を締結した。 |
| 平成30年2月 | 最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書を公告した。 |

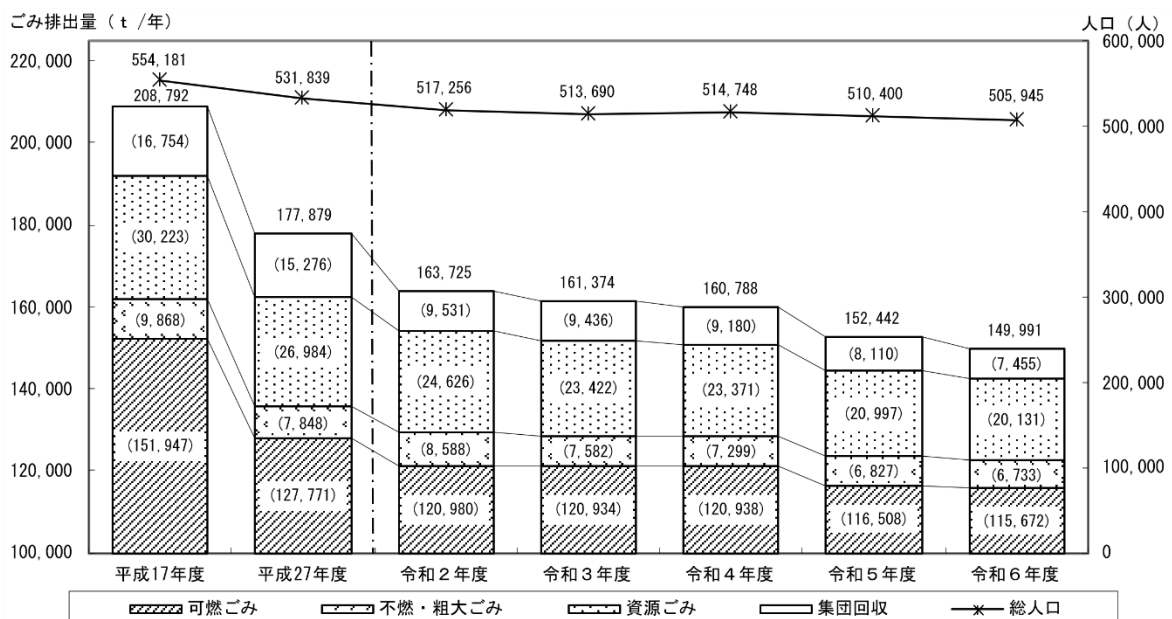
| 年 月 | 内 容 |
|-------------|---|
| 平成 30 年 5 月 | 最終処分場建設工事（本体工事）及び最終処分場浸出水処理施設建設工事請負契約を締結した。 |
| 平成 30 年 7 月 | A焼却施設の正式名称を「ながの環境エネルギーセンター」に決定した。 最終処分場の建設工事に着手した。 |
| 平成 30 年 8 月 | B焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。 |
| 平成 31 年 2 月 | A焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」が竣工した。 |
| 平成 31 年 3 月 | ながの環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。 |
| 令和元年 5 月 | B焼却施設の建設工事に着手した。 |
| 令和 2 年 9 月 | 最終処分場建設工事（本体工事）が竣工した。 |
| 令和 2 年 11 月 | 最終処分場の愛称名を「エコパーク須坂」に決定した。 |
| 令和 3 年 2 月 | 最終処分場浸出水処理施設建設工事が竣工した。 エコパーク須坂の埋立業務を開始した。 |
| 令和 3 年 3 月 | 「ごみ処理広域化基本計画(平成 27 年 3 月版)」を改定した。 |
| 令和 3 年 11 月 | B焼却施設の正式名称を「ちくま環境エネルギーセンター」に決定した。 |
| 令和 4 年 1 月 | 「長野地域循環型社会形成推進地域計画(第 3 期)」を策定した。 |
| 令和 4 年 5 月 | B焼却施設「ちくま環境エネルギーセンター」が竣工した。 |
| 令和 4 年 6 月 | ちくま環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。 |
| 令和 5 年 3 月 | 次期一般廃棄物最終処分場建設候補地を 2 箇所選定した（長野市中条日高入日、飯綱町地藏久保） |
| 令和 8 年 2 月 | 次期一般廃棄物最終処分場建設の最終候補地を〇〇に決定した。 |

現状と課題

1 ごみ排出量の推移

ごみ処理の有料化が平成 18 年から平成 28 年までの間に 7 市町村で行われたことなどにより、ごみ排出量は大きく減少し、以降減少傾向が続いています。ここ 5 年間は、集団回収（資源）及び資源ごみの排出量は減少しています。可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの排出量は横ばいで推移していましたが、令和 5 年度以降は減少しています（図表 6-2 参照）。

図表 6-2 ごみ排出量の推移



注) 総人口は、長野県発表の毎月人口異動調査に基づく 10 月 1 日現在の人口

2 ごみ焼却施設

(1) ながの環境エネルギーセンターの管理及び運営

ながの環境エネルギーセンターをDBO方式^(※1)により整備し、長野市清掃センター、須坂市清掃センター及び北部衛生クリーンセンター（信濃町）で行っていた可燃ごみの処理を統合しました。

ながの環境エネルギーセンターでは、発生した副生成物（熔融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等）の70%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。

ごみ焼却により発電した電力は、施設内で利用しているほか、長野市とカナデビア(株)が共同出資した電力会社「ながのスマートパワー」に売却しています。その一部は「電力の地産地消モデル事業」として長野市立の小・中学校・高校及び長野市の一部施設に供給されています。

(2) ちくま環境エネルギーセンターの管理及び運営

ちくま環境エネルギーセンターをDBO方式により整備し、葛尾組合焼却施設（坂城町）で行っていた可燃ごみの処理を引き継ぎました。

ちくま環境エネルギーセンターでは、発生した副生成物（熔融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等）の50%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。

ごみ焼却により発電した電力は、施設内で利用しているほか、隣接する千曲市余熱利用施設や、小売電気事業者などに売却しています。

※1 DBO方式：民間事業者が施設の設計（Design）建設（Build）及び運営（Operate）を一括して行う方式

図表 6-3 長野地域のごみ焼却施設

| 設置主体 | 施設名称 | 施設型式 | 稼働年月 | 施設規模 (t/日) | 処理区域 |
|--------|----------------|----------------|---------|---|-------------------------|
| 長野広域連合 | ながの環境エネルギーセンター | 全連続式 ストーカ炉+灰溶融 | 平成31年3月 | 焼却炉 405 (135t×3炉) 灰溶融炉 22 (11t×2炉) | 長野市、須坂市、高山村、信濃町、小川村、飯綱町 |
| 長野広域連合 | ちくま環境エネルギーセンター | 全連続式 ストーカ炉+灰溶融 | 令和4年6月 | 焼却炉 100 (50t×2炉) 灰溶融炉 10 (10t×1炉) | 長野市の一部、千曲市、坂城町 |

3 最終処分場

長野地域における一般廃棄物最終処分場（愛称名：エコパーク須坂）を須坂市に整備し、ながの及びちくま両環境エネルギーセンターから排出する熔融スラグの一部、飛灰処理物、溶融不適物を埋立処分しています。ごみ焼却量の減少、熔融スラグの需要の増加等により、埋立量は当初計画の半分程度のペース（令和6年度末14.0%）で推移しています。

図表 6-4 長野地域の最終処分場

| 設置主体 | 施設名称 | 形態 | 埋立開始年月 | 埋立面積 (ha) | 埋立容量 (m ³) |
|--------|-----------------------------------|-----|--------|-----------|------------------------|
| 長野広域連合 | 長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (愛称名：エコパーク須坂) | 管理型 | 令和3年2月 | 1.67 | 85,000 |

今後の方針及び施策

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会^(※2)の構築を図るため、廃棄物の4R〔Reduce^{リデュース}（排出抑制）・Reuse^{リユース}（再利用）・Recycle^{リサイクル}（再生利用）・Refuse^{リフューズ}（ごみになるものを買わない）〕を総合的に推進します。

1 ごみ処理施設の整備

○ ごみ処理広域化基本計画に基づき、【計画期間中の目標】（P29参照）のとおり整備します。

2 ごみ処理施設の管理及び運営

- ごみ処理施設の運営に当たっては、安全で安定した運転管理を継続するため、施設の運転・稼働状況を常にモニタリングするとともに、施設の安全性について地域住民の理解と信頼を確保するため、排ガス・処理水等の定期的な測定・分析結果等について適切な媒体を通じ情報公開を行います。
- ながの及びちくま両環境エネルギーセンターでのごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した、高効率発電及び余熱利用施設への熱供給により地域の低炭素化を促進します。

3 ごみ減量化の推進と災害廃棄物の処理

- 循環型社会の形成に向け、ごみ減量化の広域的な啓発活動（施設見学等）や関係市町村相互の協力・連携を促進するとともに、市町村の実情にあった取組を支援します。
- 災害によって発生した廃棄物の処理については、ごみ焼却施設を設置している近隣自治体及び他の広域連合との連携や相互協力を進めます。







* 2 循環型社会：循環型社会形成推進基本法より抜粋

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

【計画期間中の目標】

- 次期最終処分場建設に向けた環境影響調査等を令和8年度から順次実施し、令和18年度の稼働を目指します。

図表 6-5 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | 関連ターゲット |
|---|--|
|  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 ・エネルギー効率の改善率を倍増 |
|  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減 |
|  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減 |
|  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化 |
|  <p>16 平和と公正を すべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展 ・情報への公共アクセスを確保 |
|  <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化 ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進 |

職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

関係市町村は、従来は独自の職員研修計画や、長野県等の研修計画に基づき、職員能力開発と資質向上のための専門研修を行ってきました。

しかし、より高度で専門的な知識や、広域的な視点の醸成が必要であることから、平成12年の長野広域連合の発足を機に、関係市町村の職員の共同研修を新たに長野広域連合の処理する事務として位置づけ、効率的、効果的な職員研修を実施していくことになりました。

共同研修では、関係市町村と連携を図りながら、共同で研修の立案を行うとともに、広域的なまちづくりや施策といった住民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる職員として、その資質向上や能力開発を目指した講演や研修を実施してきました（図表7-1）。

現状と課題

長野地域連携中枢都市圏^(*1)の連携事業^(*2)により、職員研修を連携して取り組んでおり、また関係市町村では、より高度な知識を得る研修専門事業者のセミナー等を受講するケースが増えていることから、関係市町村等の研修計画と整合を図りながら、広域連合に期待される研修を企画する必要があります。

*1 中心都市（「連携中枢都市」）である長野市と近隣の市町村により形成される圏域

*2 連携して取り組む事業は、長野市と各市町村の1対1で取り決め、連携協約を締結しています。

図表7-1 共同研修の実施状況

| 年度 | 内容 | 参加者数(人) | 【アンケート結果】 「非常に良かった」、「良かった」と評価した割合 |
|-------|---|----------|--------------------------------------|
| 令和3年度 | 【一般研修】 ・「給与事務担当者合同会議」 | 20 | 94.4% |
| 令和4年度 | 【講演会】 ・横浜高等学校硬式野球部元監督 渡辺 元智 氏 「愛情が人を育てる～名将が語るリーダーシップ論～」 | 163 | 87.2% |
| | 【一般研修】 ・「給与事務担当者合同会議」 | 13 | 92.3% |
| 令和5年度 | 【講演会】 ・青山学院大学地球社会共生学部教授 原 晋 氏 「箱根駅伝」から学ぶ人材育成術 | 273 | 94.6% |
| | 【一般研修】 ・「給与事務担当者合同会議」 ・「新人職員指導者研修」 | 25 25 | 97.6% 100.0% |
| 令和6年度 | 【講演会等】 ・落語家 林家 たい平 氏 「笑顔のもとに笑顔が集まる」 | 201 | 100.0% |
| | ・元ザ・リッツ・カールトン・ホテル日本支社長 高野 登 氏 「ずくだし・知恵だし・おもてなし～次の10年へ繋ぐホスピタリティ～」 | 97 | 98.3% |
| | ・対談 高野登氏×桜井町長 「これからの観光や誘客の在り方について」 | | |
| 令和7年度 | 【一般研修】 ・「新人職員研修」 ・「給与事務担当者合同会議」 | 14 22 | 100.0% 94.7% |
| | 【講演会】 ・スポーツジャーナリスト 増田 明美 氏 「スポーツのちからと地域社会」 | 179 | 95.4% |
| | 【一般研修】 ・「新人職員研修」 ・「給与事務担当者合同会議」 | 18 19 | 100.0% 100.0% |



今後の方針及び施策

- 広域的で多角的な視点を醸成するため、関係市町村が抱える共通課題や住民ニーズに対応できるような広域行政、広域的課題等に対して、有益な講演会や共同研修会の実施に取り組んでまいります。
- 関係市町村等の職員研修計画と整合を図り、例えば、環境関係及び防災支援並びに子育て支援のネットワークなど、関係市町村が共通する課題について情報交換や情報共有等を行う中で、業務上の課題解決の一助となるような研修内容を推進してまいります。
- 関係市町村からの要望等を参考にしながら、より多くの職員が参加しやすい研修や、広域連合のスケールメリットを生かした共同研修会を実施してまいります。
- 多くの広域圏内職員に参加していただけるよう、Web研修の実施に向けて努めてまいります。

【計画期間中の目標】

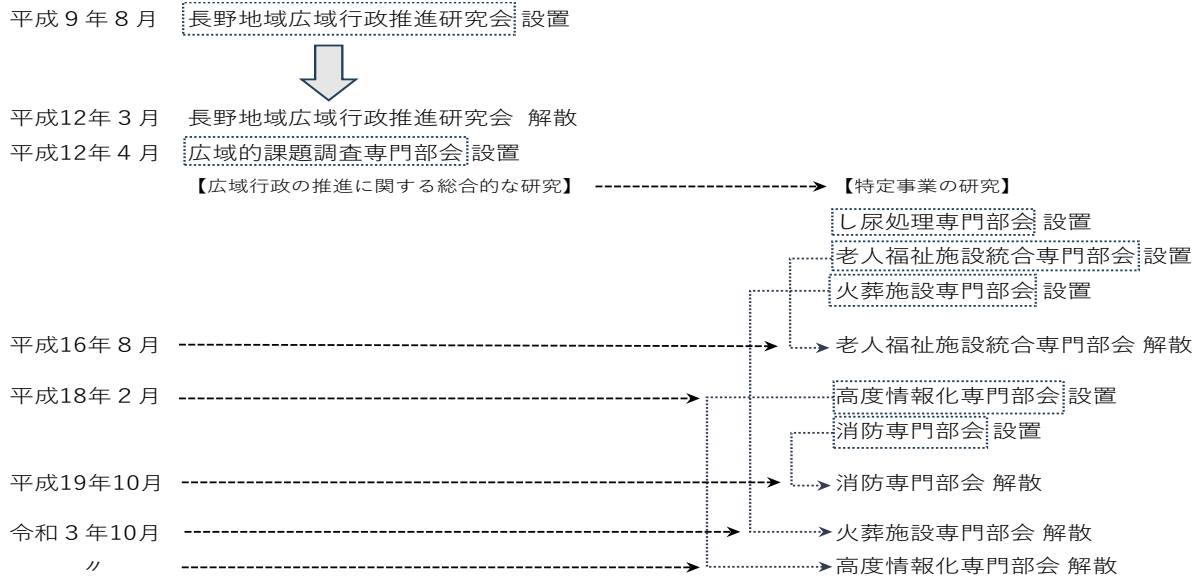
長野地域連携中枢都市圏の連携事業の取組内容や関係市町村等の職員研修計画と整合を図り、関係市町村からの要望等を参考にしながら、広域的課題等に対して、有益な講演会や共同研修会を実施してまいります。

図表 7-2 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | | 関連ターゲット |
|---|---|---|
|  | <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・技術的・職業的スキルを備えた職員を増加 ・持続可能なライフスタイルや文化多様性の知識を習得 |
|  | <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・働きがいのある人間らしい仕事を達成 |

経緯

広域的な課題の調査研究の経緯については以下のとおりです。



図表8-1 広域的な課題の調査研究に関する経緯

| 年月 | 内容 |
|------------------------|--|
| 平成9年8月 （ 平成12年3月 | 長野地域における広域行政を推進するため、18市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を設置 必要に応じて専門部会を設けて特定の事業について研究を行った。 |
| 平成12年4月 | 長野広域連合の発足に伴い「長野地域広域行政推進研究会」は解散し、広域行政の推進に関する研究については、新たに設置した「広域的課題調査専門部会」が継承 更に特定の事務について、以下の専門部会を設置した。 ・「し尿処理専門部会」（現在、休止中） ・「老人福祉施設統合専門部会」（平成16年8月解散） ・「火葬施設専門部会」（令和3年10月解散） |
| 平成18年2月 | ・「高度情報化専門部会」を設置（令和3年10月解散） ・「消防専門部会」を設置（平成19年10月解散） |

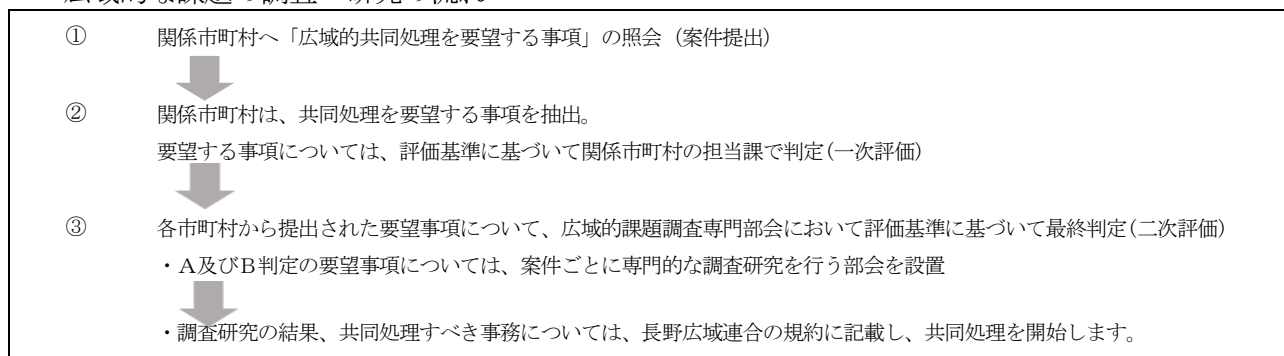
平成12年4月の長野広域連合の発足に伴い、「広域的な課題の調査研究」のため、新たに関係市町村担当課長で構成する広域的課題調査専門部会を設置し、関係市町村が共同で処理する課題については個別の部会を設け検討してきました（図表8-1参照）。

現状と課題

長野広域連合で共同処理することが求められる広域的な課題については、関係市町村の意向を定期的に照会しています。

広域的課題調査専門部会では、関係市町村から提出された課題について、図表8-2に示す評価基準に基づいて共同で処理することの可否を5段階で評価します。この評価の結果、広域的事務処理の方法について調査研究が必要な課題については、個別に専門部会を設置することとしています。この調査研究の流れは以下のとおりです。

広域的な課題の調査・研究の流れ



しかしながら、平成28年度から長野市を中心都市（「連携中枢都市」）として、近隣の市町村ごと、個々の事業ごとに締結する連携協約に基づいて事業連携できる長野地域連携中枢都市圏が形成されていることもあり、現状では長野広域連合において新たに個別の部会を設置するまでには至っていません。

図表8-2 評価基準

| | |
|---|--|
| A | 広域連合に新たな組織（人員）を設置（配置）し、専門的な調査研究を開始する事務 |
| B | 広域連合に専門部会（関係市町村の担当課長等）を設置し、広域的な事務処理方法の調査研究を行う必要がある事務 |
| C | 広域連合事務局において、現状での事務処理状況を、把握する必要がある事務 |
| D | 当面は、広域連合を活用せず、関係市町村間において必要な連絡調整を図り、対応する事務 |
| E | 個々の市町村において対応すべき事務 |

新たに個別の部会を設置するまでには至らなかったが、広域的課題調査専門部会で共同処理すべき事務を検討した項目は図表8-3のとおりです。

図表8-3 これまで共同処理すべき事務を検討した項目

| 年 | 内容 |
|-------|---|
| 平成20年 | <ul style="list-style-type: none"> 文化、運動施設の共同運用、整備 公共交通網の運用 奨学金制度の創設 広域的観光の振興 |
| 平成22年 | <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路網整備計画の作成 北陸新幹線が金沢駅まで延伸することに対応する、広域観光組織のエリアについての検討 定住自立圏構想についての共同研究 介護保険事務の広域化 総合評価落札方式による入札制度 松くい虫被害木の広域的な防除対策について 建設残土の処理及び運搬に係る実態の明確化 |
| 平成23年 | <ul style="list-style-type: none"> 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務 広域観光圏整備事務 北陸新幹線の延伸による広域観光エリアの検討 図書館システムの広域ネットワーク化 埋蔵文化財の保護協議及び発掘調査の委託・実施 |
| 平成24年 | <ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携事業 |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育の広域化 ・市民後見人の養成・支援等を含めた成年後見利用支援事業 ・介護保険サービス事業者に対する指導監督事業 ・有害鳥獣食肉処理施設の共同設置 ・育成医療の医学的判定審査会の広域設置について ・がん検診市町村間相互乗り入れ制度による検診事業 |
| 平成 25 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価審査委員会の共同化 ・航空写真の共同撮影 ・成年後見センターの設置 |
| 平成 26 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の焼却施設の共同設置について |
| 令和 2 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の簡素化へ向けての調査、研究（認定有効期間の延長） ・介護認定調査について ・非常災害時備蓄品（段ボールベット、簡易トイレ、浄水器）の共同調達 ・森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の運用 |
| 令和 6 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 活用を検討する会議設置 ・小児科オンライン（小児科専門医に相談できるシステム）の導入 |

※上記、図表 8-3 の事項について、図表 8-2 に示す「評価基準」に基づき評価した結果、現状では、新たに専門部会を設置するまでには至っていません。



今後の方針及び施策

- 長野広域連合は、関係市町村が共通して抱える課題等を的確に捉え、課題解決に向けた市町村間の連絡調整を行うとともに、住民の利便性や行政運営の経済性、効率性の観点から、広域連合で行うことで、より効果的に実施できる事業について、関係市町村と調査研究を進めていきます。
- 広域連合が行っている事業（関係市町村が共同して処理する事務事業）についても、必要に応じて評価を行い、その評価結果を基にスクラップ&ビルドを実施してまいります。
- 関係市町村との合意により設置された現在まだ存在する専門部会を見直すとともに、新たに設置する専門部会については、長野広域連合と関係市町村が協議し必要性、緊急性などを考慮のうえ設置し、課題解決となるように取り組んでまいります。

【計画期間中の目標】

広域的課題調査専門部会において、「広域的な課題の調査研究に関すること」について、調査・整理を行うとともに、広域連合が行っている事業についても、長野地域連携中枢都市圏の連携事業の進捗状況を見ながら、必要に応じて、次期広域計画に反映できるようにしてまいります。

図表 8-4 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

| SDGs で目指すゴール | | 関連ターゲット |
|---|--|--|
|  | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する | <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化 ・都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減 ・都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援 |
|  | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な政策の一貫性を強化 ・効果的な官民のパートナーシップの推進 |

長野広域連合広域計画 付属資料

長野広域連合広域計画
付属資料

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で、2030年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の目標です。すべての国において、多様な主体（政府・自治体・企業・NGO・NPO・大学・研究機関など）が連携・協働して取り組むことにより、経済・社会・環境の3側面をバランスよく向上させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するため169のターゲットを示し、以下の17のゴールに区分しています。

| | | | | |
|--|--|---|--|---|
|   | | | | |
|  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> | |  <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> | | |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> |  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> |  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> |  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> |  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> |
| あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する | ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> |  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> |  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> |  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> |  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> |
| 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る | 各国内および各国間の不平等を是正する | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する | 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> |  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> |  <p>15 陸の豊かさを守ろう</p> |  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> |  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> |
| 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |



長野広域連合